 **ベトナム投資環境**

2019年4月

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほ総合研究所

調査本部

【目次】

I. 基礎情報

【I-1】アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】基礎データ・概況	P.4
【I-3】経済構造	P.5
【I-4】経済・産業の特徴	P.8
【I-5】経済情勢	P.9
【I-6】政治情勢	P.16
【I-7】経済発展上の課題	P.17
【I-8】経済発展上の強み	P.18
【I-9】成長政策	P.19
【I-10】リスク	P.20
【I-11】直接投資動向	P.21
【I-12】投資先としてのポテンシャル総括	P.24

II. 投資関連情報

【II-1】労働関連情報	P.26
【II-2】主要工業団地	P.30
【II-3】税務関連情報	P.32

III. 拠点設立

【III-1】進出形態	P.38
【III-2】拠点設立フロー	P.40
【III-3】法人設立時の留意点	P.41
【III-4】ベトナムでの銀行口座	P.42

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】投資規制	P.44
【IV-2】外資規制	P.45
【IV-3】投資誘致	P.46
【IV-4】為替管理制度・外貨規制	P.48
【IV-5】貿易規制	P.49
【IV-6】不動産関連規制	P.50

V. その他

【V-1】みずほ銀行 ベトナム拠点のご案内	P.54
【V-2】ベトコムバンクとの提携	P.55
【V-3】Vietcombankの概要	P.56

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【 I - 1】アジア主要国経済指標

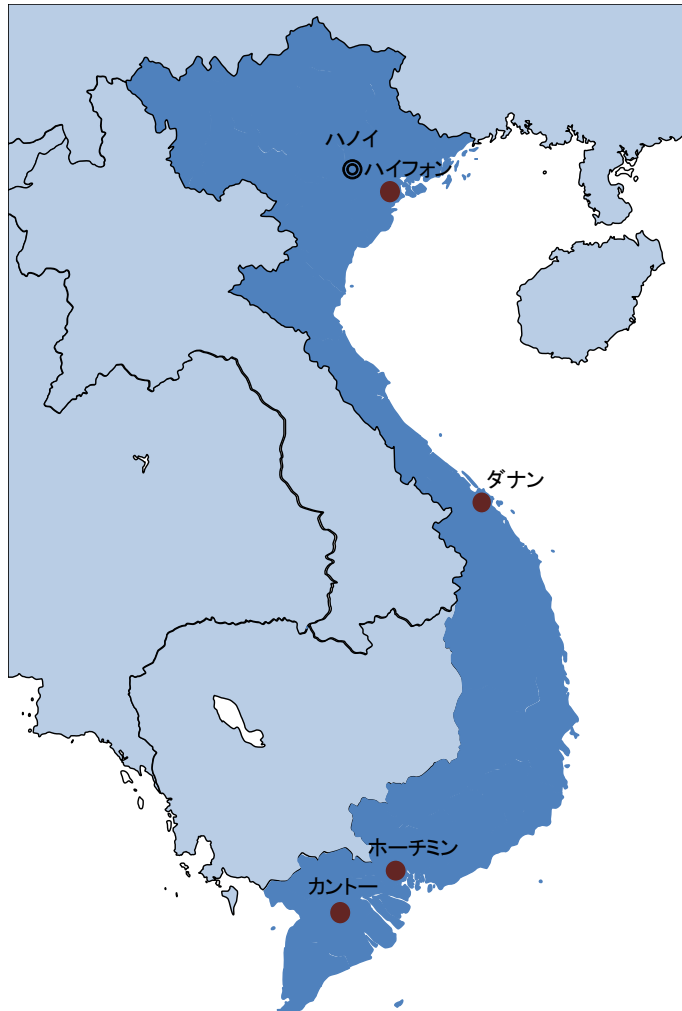
国名	韓国	日本	中国	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	51.7	126.5	1,395.4	5.6	23.6	7.5
名目GDP(億USD)	16,194	49,719	134,074	3,611	5,894	3,630
実質GDP成長率(前年比)	2.7	0.8	6.6	3.2	2.6	3.0
1人あたりGDP(USD)	31,346	39,306	9,608	64,041	24,971	48,517
2019年GDP成長率見込	2.6	1.0	6.3	2.3	2.5	2.7
信用格付(S&P) as of Apr 2019	AA	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.8	264.2	32.4	106.6	94.6	1,334.2
名目GDP(億USD)	4,872	10,225	3,543	3,308	2,413	27,167
実質GDP成長率(前年比)	4.1	5.2	4.7	6.2	7.1	7.1
1人あたりGDP(USD)	7,187	3,871	10,942	3,104	2,551	2,036
2019年GDP成長率見込	3.5	5.2	4.7	6.5	6.5	7.3
信用格付(S&P) as of Apr 2019	BBB+	BBB-	A-	BBB	BB	BBB-

(注)1. 数値は2018年ベース、斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A : 当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい
 BBB: 当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い
 BB : 他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所)IMF “World Economic Outlook Database”、Bloombergより みずほ総合研究所作成

【 I -2】基礎データ・概況



(出所)IMF資料等より みずほ総合研究所作成

ベトナム基礎データ

【人口】	9,458万人(2018年)
【面積】	32.9万km ² (九州を除く日本の面積に相当)
【首都】	ハノイ
【言語】	ベトナム語
【民族】	54民族、うち約9割がキン族
【宗教】	大乘仏教(人口の約8割)他、カトリック等
【通貨】	ベトナムドン
【政治】	社会主義共和国、共産党一党独裁
【GDP】	名目:2,413億ドル 一人あたり:2,551ドル(2018年)
【実質GDP成長率】	7.1%(2018年)
【主要産業】	農業、製造業、卸・小売業等

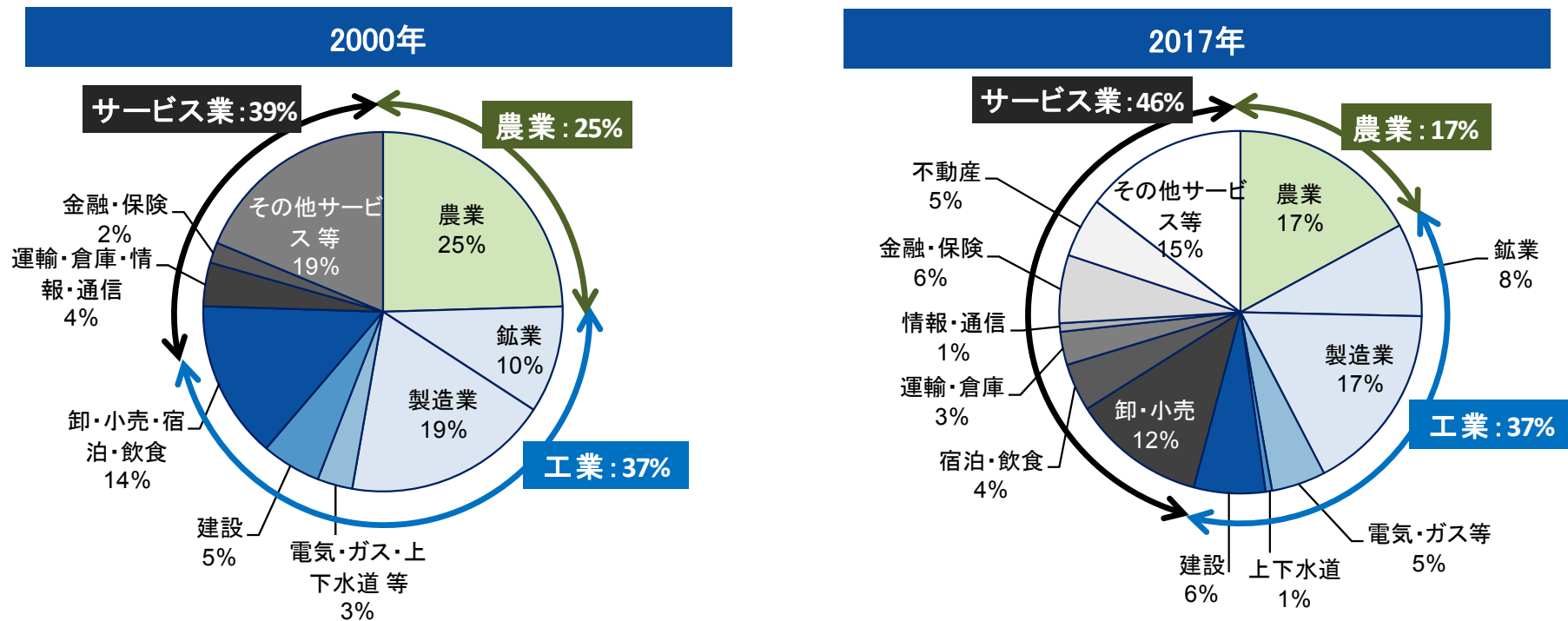
ベトナム概況

- ベトナムは千年以上中国支配を経験した、中国文化圏の最南端国
- 肥沃な土壌、水産資源、鉱物、油田等豊富な資源、安定した社会構造や良質な労働力が強み
- 社会主義国ではあるが、1986年からドイモイ(刷新)政策をかかげ、2000年代には海外直接投資も順調に増加し、2010年迄は高成長を達成。2007年にはWTOに加盟し、2010年には中所得国となった
- 2010年11月、政府や中銀によるインフレ抑制のための金融引き締めにより、2011年以降国内経済が停滞し、2012年にはGDP成長率は+5.0%に落ち込んだものの、その後緩やかに回復
- 2018年は、年前半に製造業の主力の電話機器の輸出が大きく拡大。内需も旺盛で卸・小売を中心にサービス業が好調で、GDP成長率は+7.1%と前年(同+6.8%)を上回る成長となった

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ 実質GDPに占める農林水産業の割合は減少傾向ながら、就業人口では依然4割を占めている
- ◆ 経済活動の自由化に伴い第三次産業が成長。特に金融業が大幅に増加(2000年:1.8%⇒2017年:6.1%)
- ◆ 外国投資法の整備やWTOへの加盟により外資系企業の参入が増加し、工業は大きなウエイト

産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)

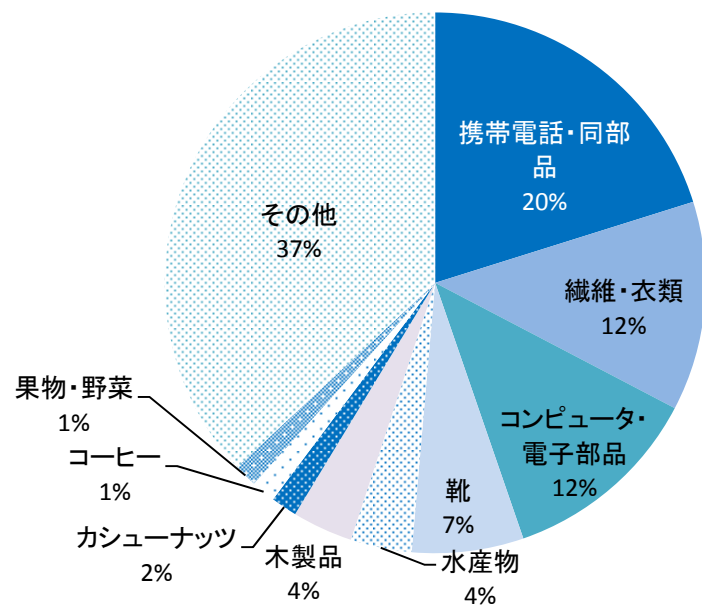


(出所)ADB Key Indicatorsより みずほ総合研究所作成

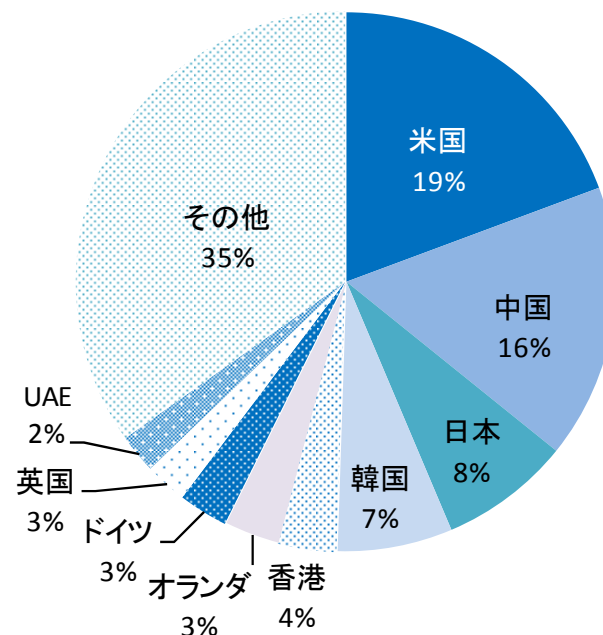
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

- ◆ 賃金面での優位性などを理由に外資系企業の進出が相次ぎ、アパレルや靴などの労働集約産業が発達。2000年代後半以降はサムスンやLGを始めとする韓国企業の進出により、エレクトロニクス製品の輸出が拡大
- ◆ 国別では、全体の中で米国・欧州向けが各々約2割、東アジア(中国・日本・韓国・香港)向けが約3割を占める
 - 中国や韓国、日本から材料や中間財(電子部品等)を輸入し、米国や欧州、近隣国へ輸出する構造
 - 輸出先としては米国が最大

財別輸出内訳(2018年)



国別輸出内訳(2017年)

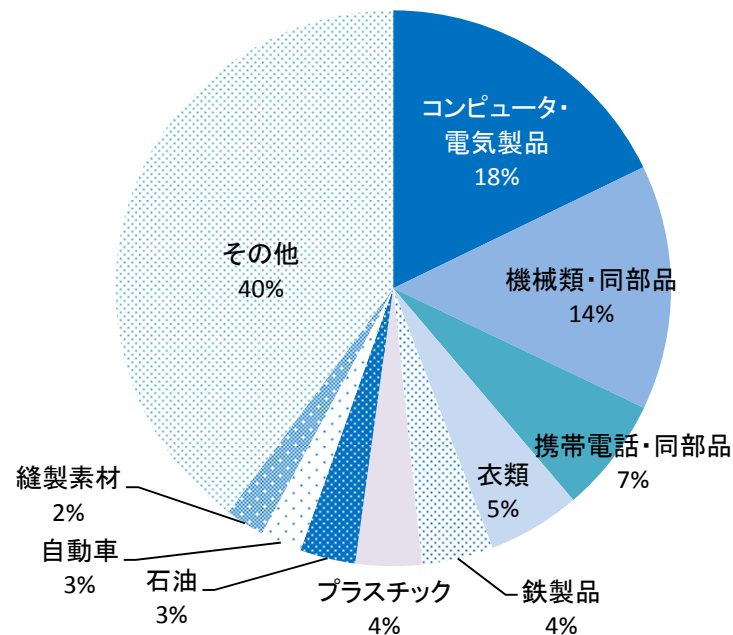


(出所)ベトナム統計総局より みずほ総合研究所作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

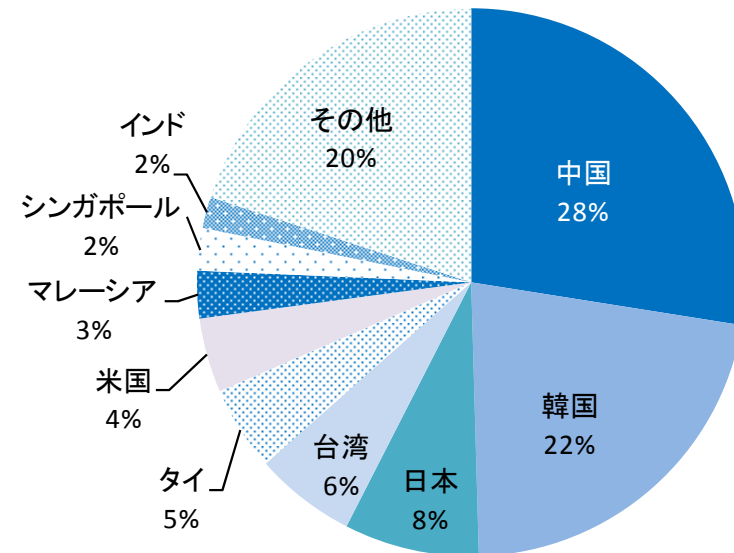
- ◆ ベトナムは裾野産業が未成熟であり、中間財の多くをアジア各国より輸入している
- ◆ 2009年の韓国のサムスン電子の進出を機に、電話関連製品の輸入が増加
- ◆ ASEAN経済共同体(AEC)の下で、2018年1月より域内関税が基本的に全て撤廃され、ASEAN各国より完成車の輸入増加が見込まれていたが、国内自動車産業保護の為、非関税障壁が設定され、輸入車が激減した

財別輸入内訳(2018年)



(出所)ベトナム統計総局より みずほ総合研究所作成

国別輸入内訳(2017年)



【 I - 4】経済・産業の特徴

- ◆ 製造業 : 外資が牽引し成長を続ける一方、中国・タイ等より安価な部材が調達可能であり、裾野産業の育成が課題
- ◆ 建設業 : 市場は拡大トレンドが継続しているものの、不動産市場の過熱を警戒する声も聞かれる
- ◆ 小売業 : 年10%前後の高成長を続けており、日本、韓国、タイ、香港系の小売業が多数進出

主要産業の特徴と動向

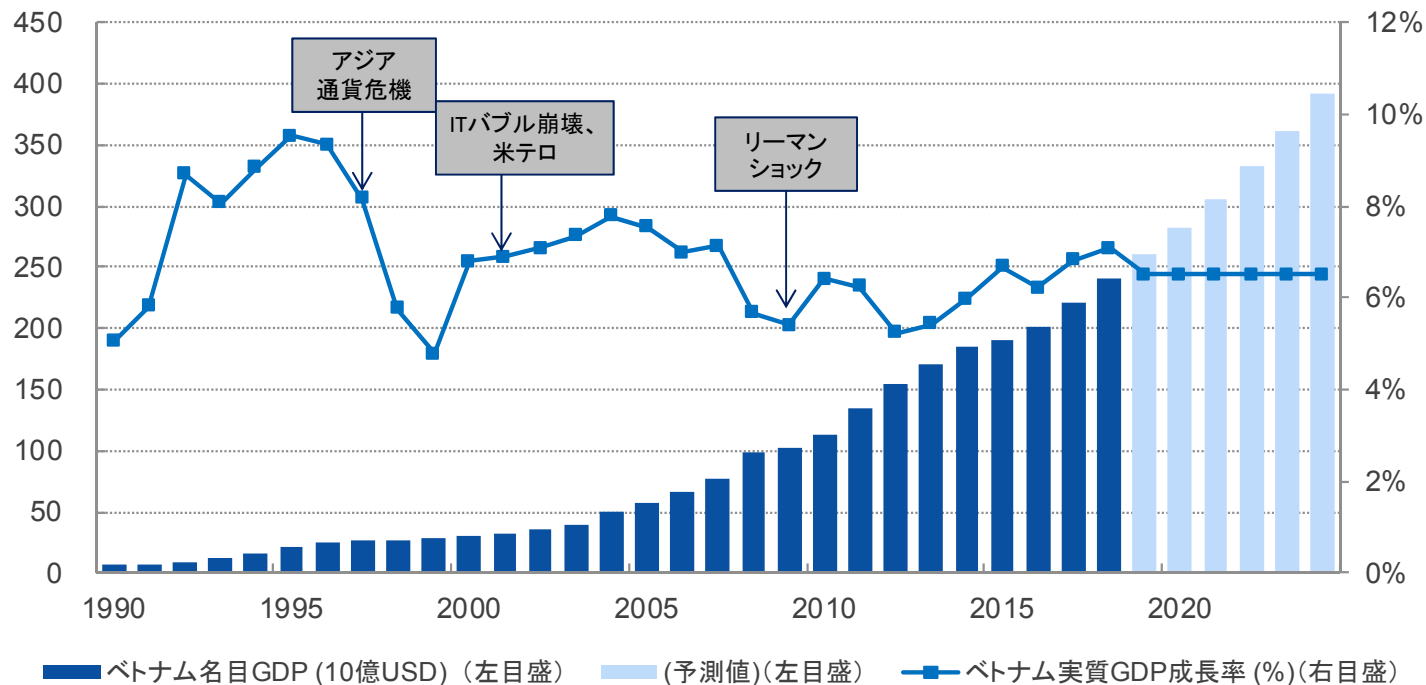
	製造業	建設業	小売業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ベトナムの製造業は外資企業が牽引 ✓ サムソングループが2009年に進出し、高いプレゼンスを有する ✓ 日系では印刷器機関連、二輪車関連企業が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ベトナムのGDPの約6%程度で推移しており、ベトナムの経済成長に伴い堅調に拡大中 ✓ ODAを中心としたインフラ投資（高速道路、地下鉄等）が約4割を占める 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 未だTT(トラディショナルトレード)が9割以上と主流。近年は徐々にMT(モダントレード)が発達 ✓ 2009年より法律上、外資100%での進出が可能となったものの、一部外資規制が残っている状況
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2017年9月、不動産大手ビンググループ子会社が完成車の製造への参入を発表 ✓ 欧州メーカー(ボッシュ、シーメンス等)が協力しており、裾野産業の育成が期待される ✓ 2018年3月には大量生産の前段階である試験生産を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ハノイ、ホーチミン近郊にて、マンション建設が盛況 ✓ 都市部では不動産価格が高騰しており、不動産市場の過熱を警戒する声も聞かれる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中所得者の増大に伴い、年10%前後の高成長を継続 ✓ 百貨店、ショッピングモール、コンビニ、ECの業態で、外資企業が次々に参入している

(出所) NNAニュース等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 5】経済情勢①～中長期の成長推移

- ◆ 1986年に始まったドイモイ政策の下、安定したプラス成長を継続。1997年のアジア通貨危機で成長は鈍化したものの、政府開発援助と輸出加工型産業の外資受入を推進し経済発展を遂げる
- ◆ 2002年から2007年まで、実質GDP成長率は+7%を超える高成長を続けたが、08年頃の成長率はリーマンショックの影響で低迷。2010年には政府の金融緩和等の景気刺激策により+6.4%まで回復するも、高インフレや貿易赤字が問題視され、2010年11月以降金融引き締めが行われたことにより、再び国内経済は停滞。2012年には+5.0%に落ち込んだものの、その後は7%前後の成長率まで回復

名目GDP及び実質GDP成長率推移

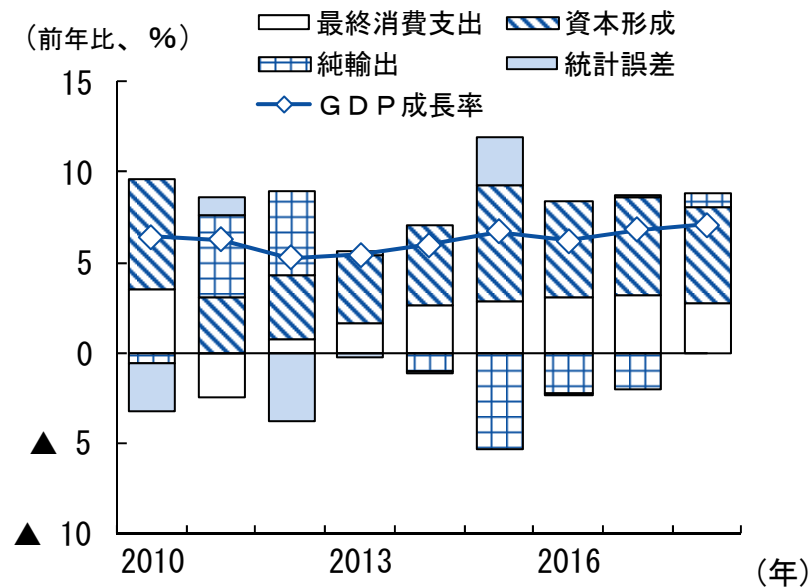


(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

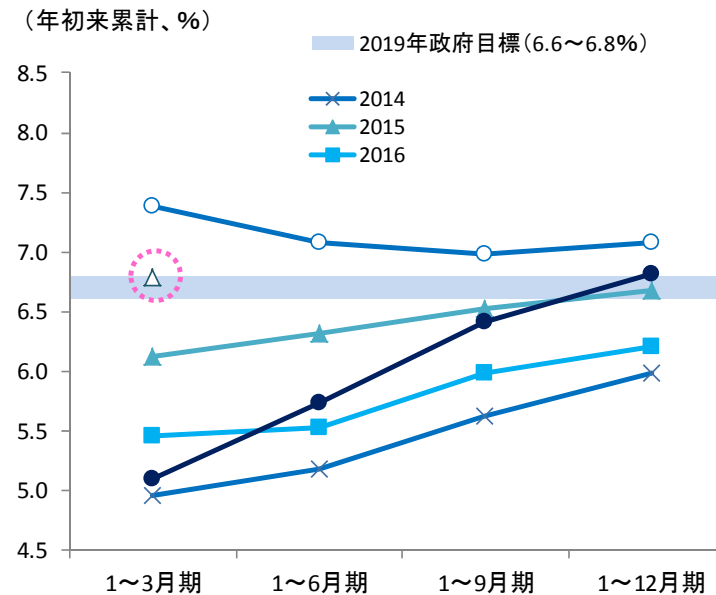
【 I - 5】経済情勢②～足元の成長率

- ◆ 実質GDP成長率の年間の推移をみると、総固定資本形成の安定した高い伸びと、個人消費の伸びの高まりが成長を押し上げ
- ◆ 2018年は、年前半に製造業の主力の電話機器の輸出が大きく拡大。内需も旺盛で卸・小売を中心にサービス業が好調で、GDP成長率は+7.1%と前年(+6.8%)を上回る成長となった
- ◆ 四半期の推移をみると、直近の2019年1～3月期は、前年比+6.8%と1年前の同期の伸び(+7.5%)からは低下したものの、それ以前の2011～17年の同期の伸びは上回り、良好な滑り出し。外需や投資が減速する中で、消費が堅調

実質GDP成長率(年)



実質GDP成長率(四半期)

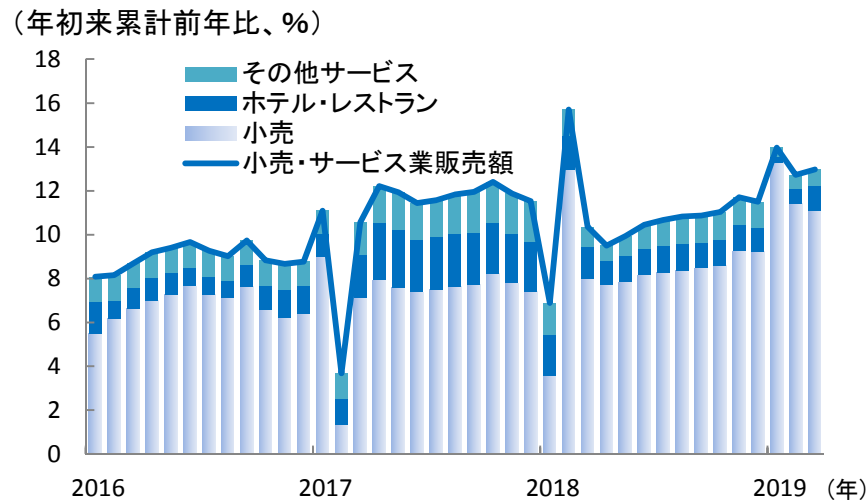


(出所)ベトナム統計総局より みずほ総合研究所作成

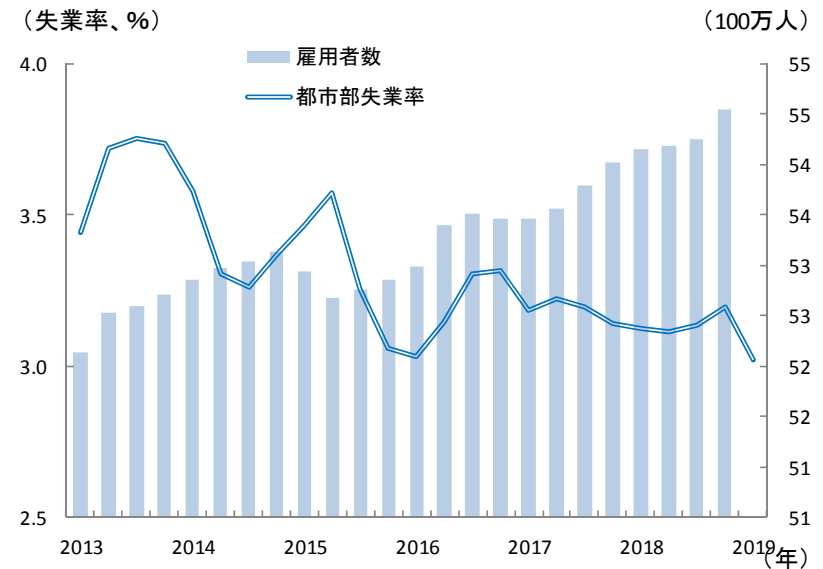
【 I - 5】経済情勢③～足元の消費

- ◆ 足元の小売・サービス業販売額は、好調な経済成長を背景に前年比2桁増の力強い回復を継続
- ◆ 同様に、失業率や雇用者数などの雇用指標も改善しており、個人消費の回復をサポート。また、最近では中間所得層も徐々に厚みを持ち始めており、消費内容の質も向上

小売・サービス業販売額



雇用関連指標

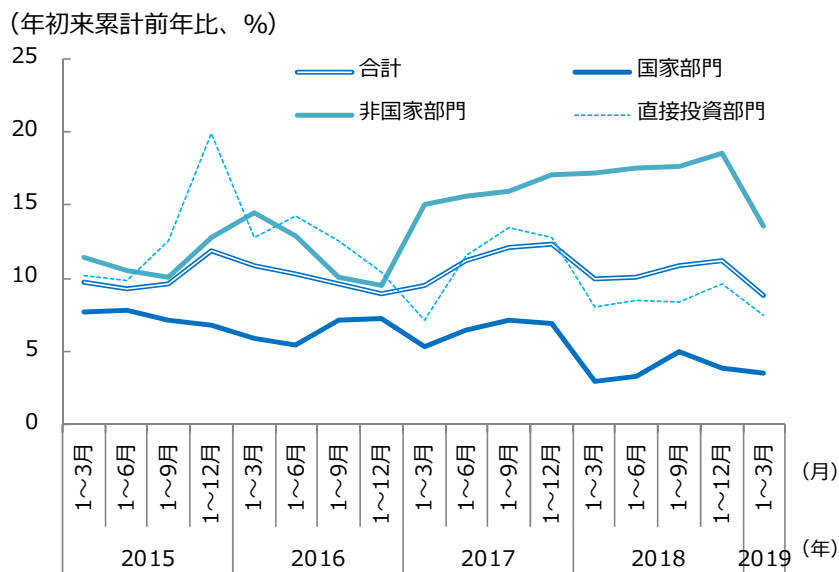


(出所)ベトナム統計総局より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢④～足元の投資

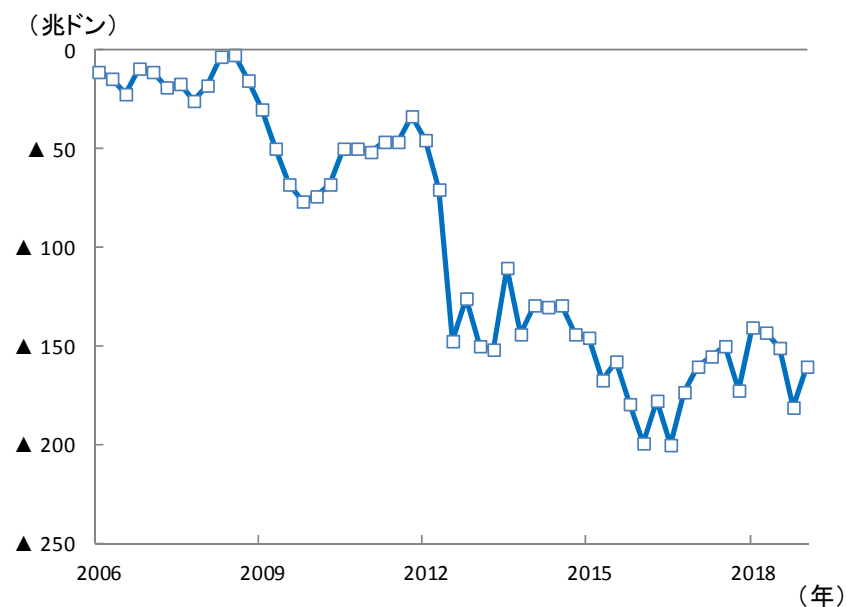
- ◆ 2019年1～3月期の名目資本形成の伸びは、前年比+8.8%と過去数年の同時期の伸びに比べやや物足りない結果となっている
- ◆ 財政収支が赤字傾向にあることから、このところの公共投資(国家部門)は精彩を欠き、民間投資(非国家部門、直接投資部門)も減速傾向にある

名目資本投資



(出所)ベトナム統計総局より みずほ総合研究所作成

財政収支(過去1年合計)

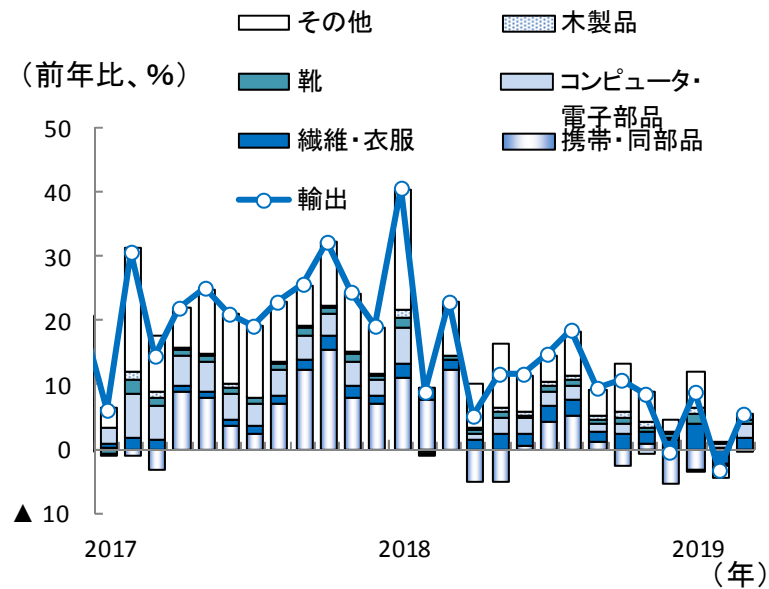


(出所)ベトナム財務省より みずほ総合研究所作成

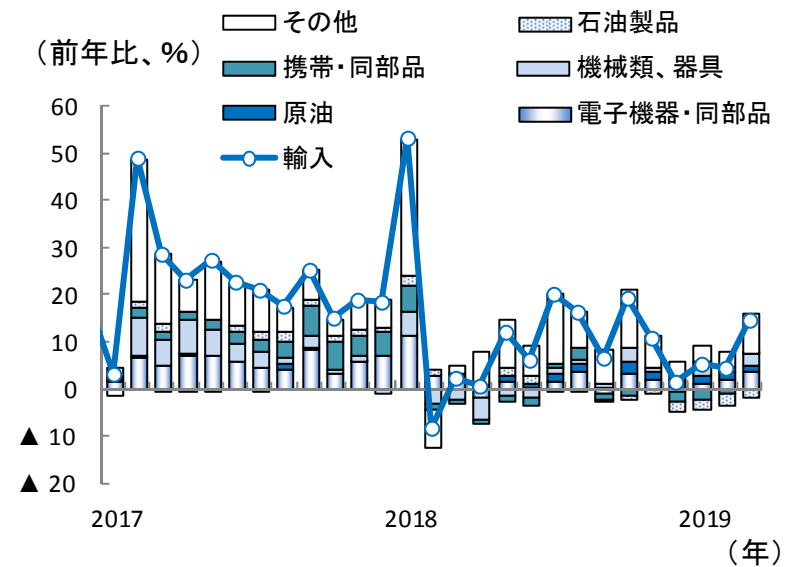
【 I - 5】経済情勢⑤～足元の輸出入

- ◆ 輸出の前年比伸び率は冴えない。世界的なエレクトロクス貿易の減速や中国経済の減速の影響を大きく受けている模様
- ◆ 輸入も、投資や輸出の減速などを受けて、やや力強さを欠く

通関輸出



通関輸入



(出所)ベトナム統計総局より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢⑥～短期見通し

- ◆ 今後の成長率は2018年と比べ減速する見込みもASEANの中では高い伸び率を維持。輸出は、既に欧州と中国の経済が減速しており、2020年からは米国経済も減速に至る可能性が高いため回復は見込まれない
- ◆ 投資については、主力製品のスマートフォンの売れ行きが世界的に一服していることなどを踏まえ、同分野への投資を中心に緩やかに減速すると予想される
- ◆ 輸出や投資の減速が雇用に影響を及ぼし、消費は徐々に減速に向かうと見込まれ、成長率が減速する見通し

アジア経済見通し総括表(短期)

(単位: %)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アジア	6.2	6.4	6.2	6.2	5.8	5.8
中国	6.9	6.7	6.8	6.6	6.2	6.1
NIEs	2.1	2.4	3.3	2.8	2.3	2.0
韓国	2.8	2.9	3.1	2.7	2.5	2.0
台湾	0.8	1.5	3.1	2.6	2.1	2.0
香港	2.4	2.2	3.8	3.0	2.1	2.0
シンガポール	2.5	2.8	3.9	3.2	2.4	2.1
ASEAN5	4.9	4.9	5.4	5.2	5.0	4.8
インドネシア	4.9	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.1	3.4	4.0	4.1	3.4	3.1
マレーシア	5.1	4.2	5.9	4.7	4.7	4.0
フィリピン	6.1	6.9	6.7	6.2	6.0	5.7
ベトナム	6.7	6.2	6.8	7.1	6.6	6.4
インド	7.5	8.7	6.9	7.4	7.2	7.2
(参考)中国・インドを除くアジア	3.8	4.0	4.6	4.3	4.0	3.8
(参考)中国を除くアジア	5.4	6.1	5.6	5.7	5.5	5.4

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2016年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢⑦～中長期見通し

- ◆ 中長期的に成長率は6%台の高成長が続く見通し。税制優遇など制度面での優位性や安価な労働力が呼び水となり、海外からの直接投資は増加基調を維持する見込み。直接投資の増加に伴い雇用創出や所得向上が期待されるため、消費も拡大を続けるだろう

アジア経済見通し総括表(長期)

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025～28年
アジア	5.7	5.6	5.5	5.4	5.1
中国	5.8	5.5	5.2	5.0	4.4
NIEs	2.2	2.2	2.2	2.2	2.0
韓国	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2
台湾	2.0	2.0	2.0	2.0	1.8
香港	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6
シンガポール	2.3	2.5	2.6	2.6	2.4
ASEAN5	5.0	5.3	5.3	5.3	5.3
インドネシア	5.4	5.5	5.5	5.5	5.5
タイ	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0
マレーシア	4.4	5.2	5.2	5.2	5.0
フィリピン	6.3	6.4	6.5	6.6	6.6
ベトナム	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
インド	7.3	7.4	7.5	7.5	7.5

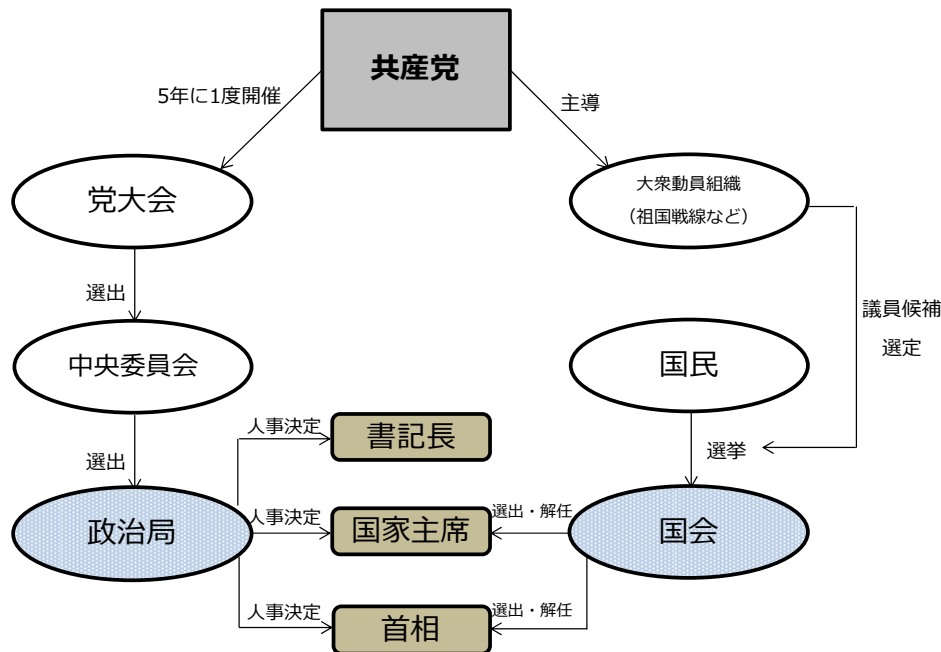
(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2016年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算

(出所) 各国統計、CEIC Dataより みずほ総合研究所作成

【 I -6】政治情勢

- ◆ ベトナムは共産党一党独裁の下、社会主義共和制を採用し、党政治局を中心とした集団指導体制の下で市場経済化を進行。党内序列は書記長が最高位、それに国家主席、首相が次ぐ
- ◆ 2016年1月開催の第12回共産党大会では、グエン・フー・チョン書記長が再任された。一方で、経済改革路線を押し進めたズン前首相は、書記長就任も有望視されていたが、政治局員に選出されず政界引退へ。首相にはフック新首相が就任。国家主席に選出されたクアン氏が2018年9月21日に逝去したことを受け、グエン・フー・チョン書記長が国家主席を兼務
- ◆ 従来からの基本政策(政治局を中心とした集団指導体制下での市場経済化)は堅持、政治的安定も継続

ベトナムの政治構造



(出所)各種報道資料などより みずほ総合研究所作成

第14期第6回国会(2018年10月)で決定された人事

<書記長・国家主席/グエン・フー・チョン氏>

- ・生年月日：1944年4月14日生
- ・出身：ハノイ
- ・前職：国会議長（2011年1月より現職）

<首相/グエン・スアン・フック氏>

- ・生年月日：1954年7月20日生
- ・出身：クアンナム省（中部）
- ・前職：副首相

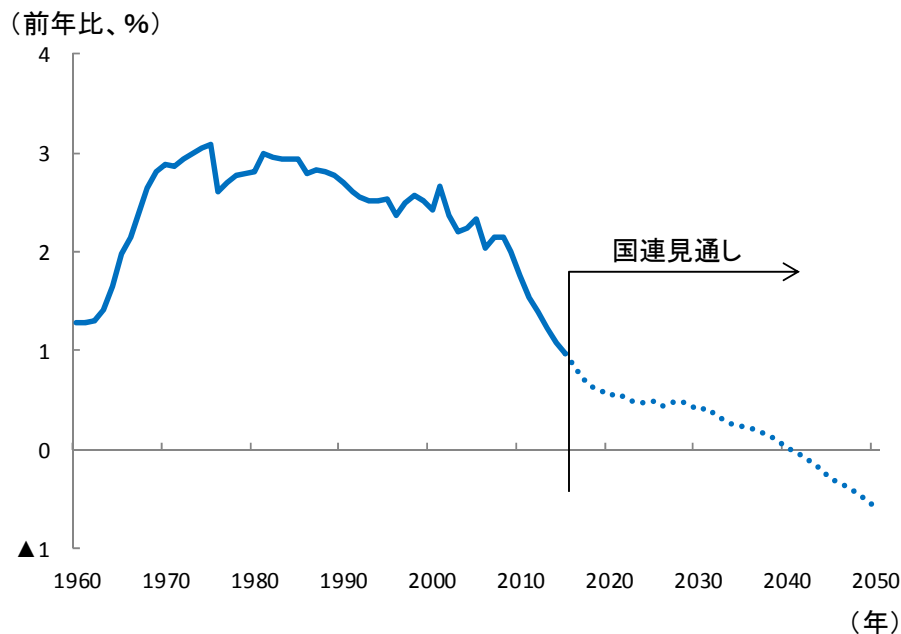
<国会議長/グエン・ティ・キム・ガン氏>

- ・生年月日：1954年4月12日生
- ・出身：ベンチエ省（南部）
- ・前職：国会副議長

【 I - 7】経済発展上の課題

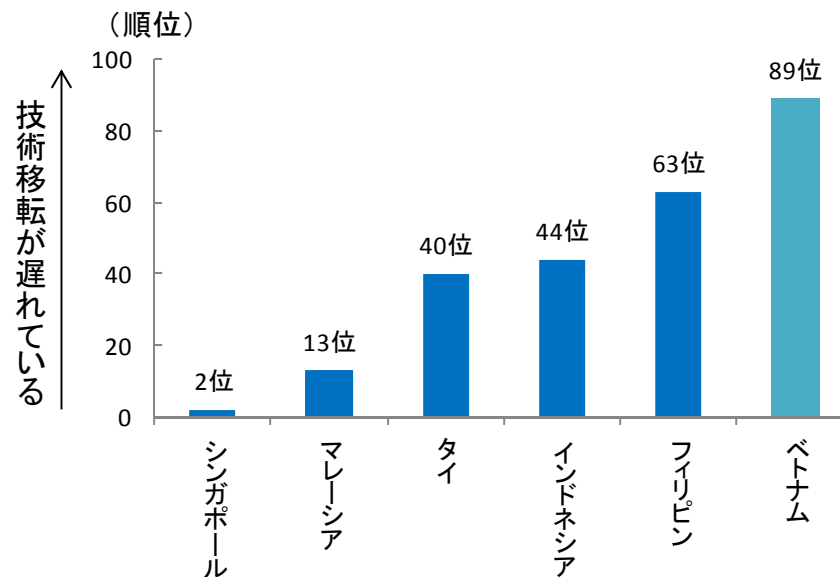
- ◆ 豊富な人口(約9,400万人)を有するものの、過去に人口抑制策(二人っ子政策)を行った影響もあり、近年の人口増加率は低迷。国連の人口見通しでは、2040年ごろに生産年齢人口の伸びがマイナス圏に突入すると試算
- ◆ ワーカークラスの人材は多いが、管理職クラスの人材が不足していることも課題
- ◆ 外資企業の参入が相次いでいる一方で、外資企業からの技術移転は進んでおらず、地場企業の生産性向上は緩慢な状況。将来的には人口面での逆風を補うだけの投資や生産性の改善が必要に
- ◆ 企業アンケートでは、法制度が未成熟であり、行政手続きにコストがかかる事も課題として挙げられている

生産年齢人口の見通し



(注)2015年以降は予測値
(出所)国連人口部より みずほ総合研究所作成

外資系企業からの技術移転(世界での順位)

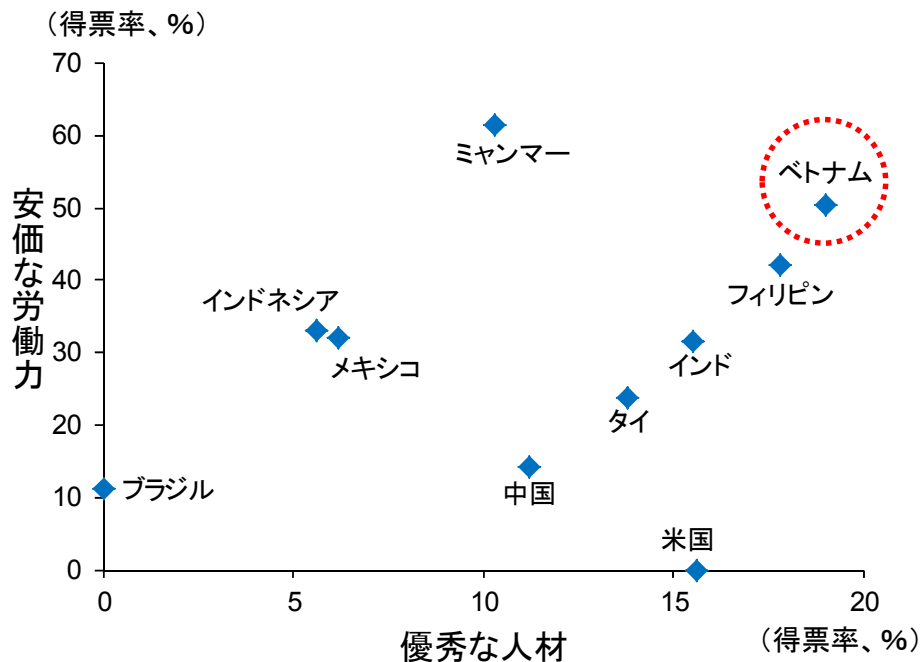


(注)2016-2017年のデータ
(出所)世界経済フォーラムより みずほ総合研究所作成

【 I - 8】経済発展上の強み

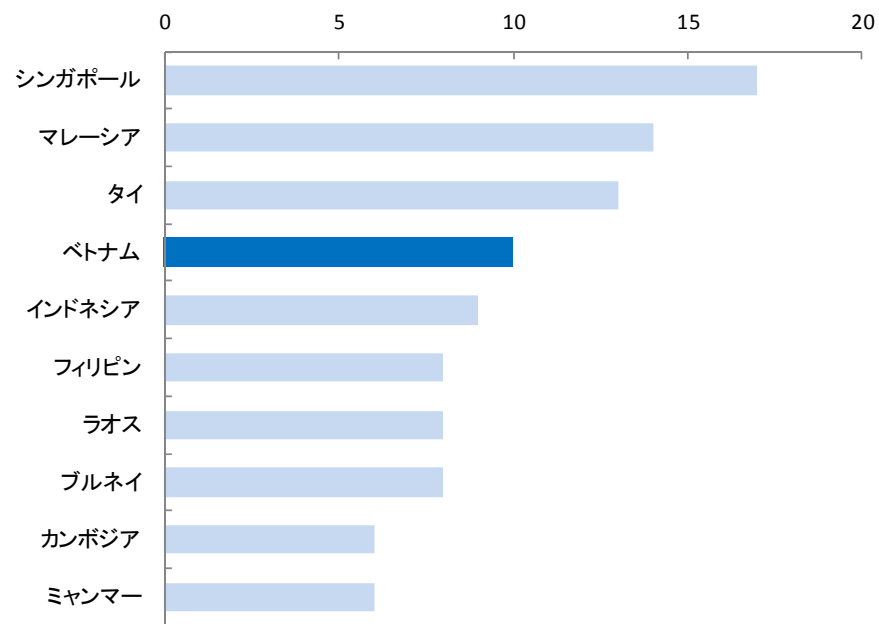
- ◆ 日本企業がベトナムを有望視する理由として、人材が安価で優秀であることが評価されている。このような人材面での優位性は短期間で衰えるものではないため、当面はベトナム経済の強みとなると考えられる
- ◆ 政府が自由貿易への取り組みに積極であることも外資をひきつける材料に。FTA等の経済協定の締結数は、ASEANの中では比較的に上位にある中、2019年1月よりCPTPP(TPP11)が発効。また、RCEP(ASEAN、日本、中国、韓国、NZ、豪州、インドからなるFTA)などの更なる広域FTAへの参画を目指す

事業展開を行う上での有望理由(日系企業アンケート)



(注)2017年度調査
(出所)国際協力銀行より みずほ総合研究所作成

FTA等の経済協定締結数



(注)2018年9月末時点
(出所)Asia Regional Integration Center (ARIC)より みずほ総合研究所作成

【 I - 9】成長政策

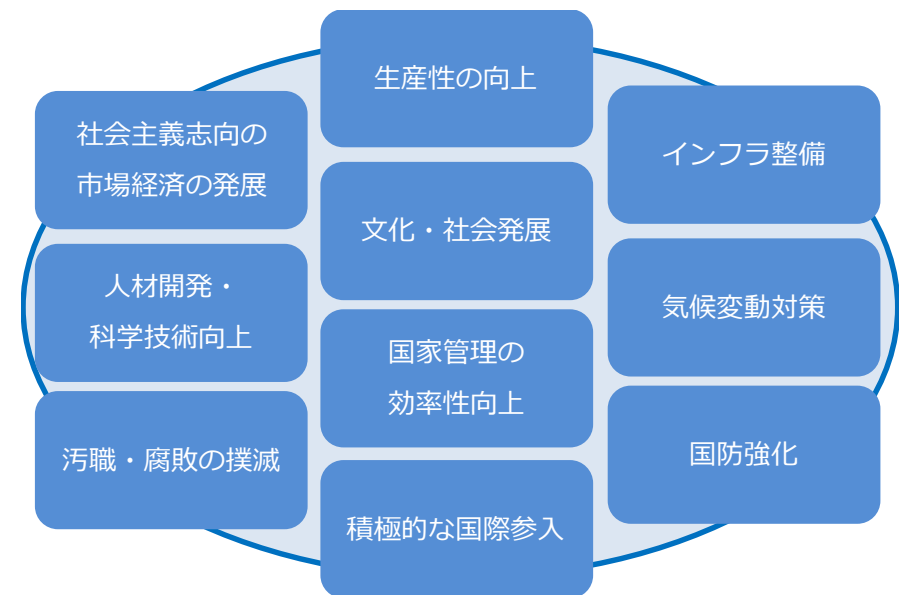
- ◆ 2016年に行われた第12回共産党大会では、2016-2020年における経済政策の指針として「成長モデルの刷新（ドイモイ）」と「3つの戦略的突破口（①市場経済体制の整備、②人的資本形成、③インフラ建設）」により、高度人材やハイテク産業が根ざす高度な社会を実現する方針を示した
- ◆ ベトナム政府は、当該期間におけるGDPの平均成長率を6%台後半、一人当たりGDPが中所得国の基準となる3,200ドルを上回ることを目標に掲げている

社会経済開発5カ年計画（2016-20年）の数値目標

項目	2011～2015年 (実績)	2016～2020年 (目標)
1. 経済指標		
GDP成長率（5年間平均）	5.9%	6.5～7%
一人当たりGDP	2,109ドル	3,200～3,500ドル
GDPに占める工業・サービス業の割合	82.6%	85%
総資本投資対GDP比（5年間平均）	32.6%	32～34%
財政赤字対GDP比	-	4%
GDP成長率への全要素生産性（TFP）の貢献	29%	30～35%
2. 社会指標		
農業従事者の割合	44.3%	40%
訓練を受けた労働者の割合	51.6%	65～70%
都市失業率	2.3%	4%以下
3. 環境指標		
きれいな水を使える割合	82%	都市部：95%
有害廃棄物処理割合	-	95～100%
森林のカバー率	40.7%	42%

(出所) 在ベトナム大使館より みずほ総合研究所作成

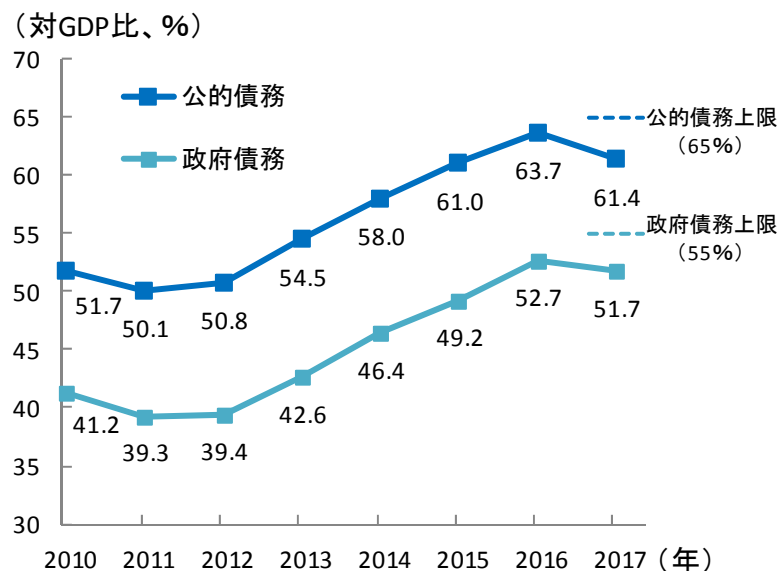
目標達成に向けて注力する政策



【I-10】リスク～インフラ投資の低迷、米国保護主義の影響

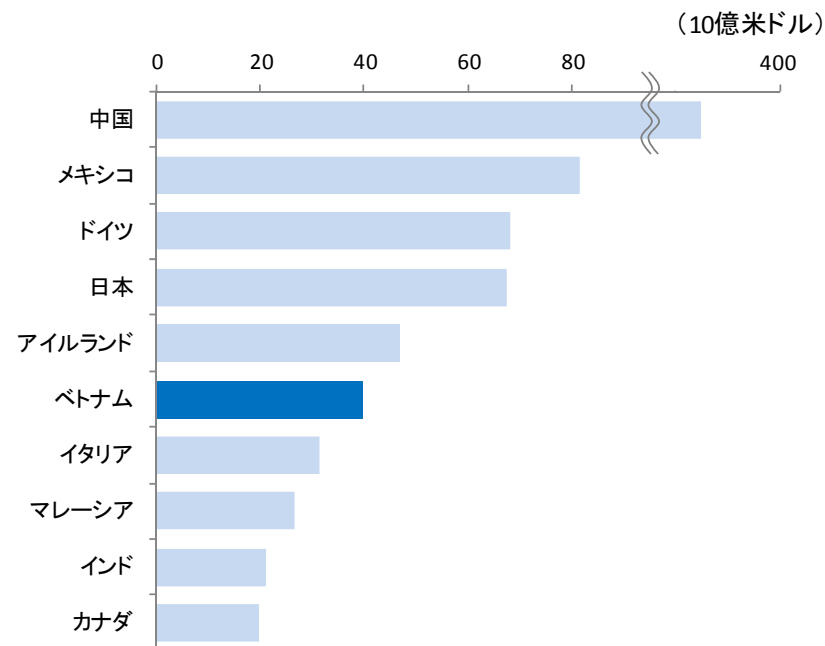
- ◆ 公的債務(名目GDP比)は、政府が定める債務上限の65%に迫っており、今後のインフラ投資の足かせとなる可能性。インフラ投資が停滞すれば、中長期的に海外からの直接投資の抑制要因に発展するリスク
- ◆ 2018年の対米貿易黒字額は世界6位であり、米国の保護主義政策が強まれば、ベトナムも貿易赤字の削減を迫られる可能性も

公的・政府債務(対GDP比)



(出所)ベトナム財務省より みずほ総合研究所作成

対米貿易黒字額(2018年)

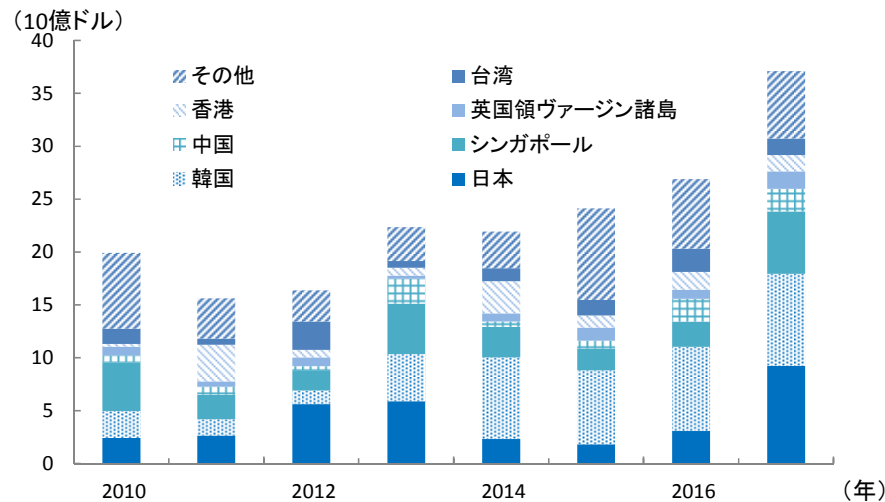


(出所)米商務省より みずほ総合研究所作成

【 I - 11】直接投資動向①～世界からの投資

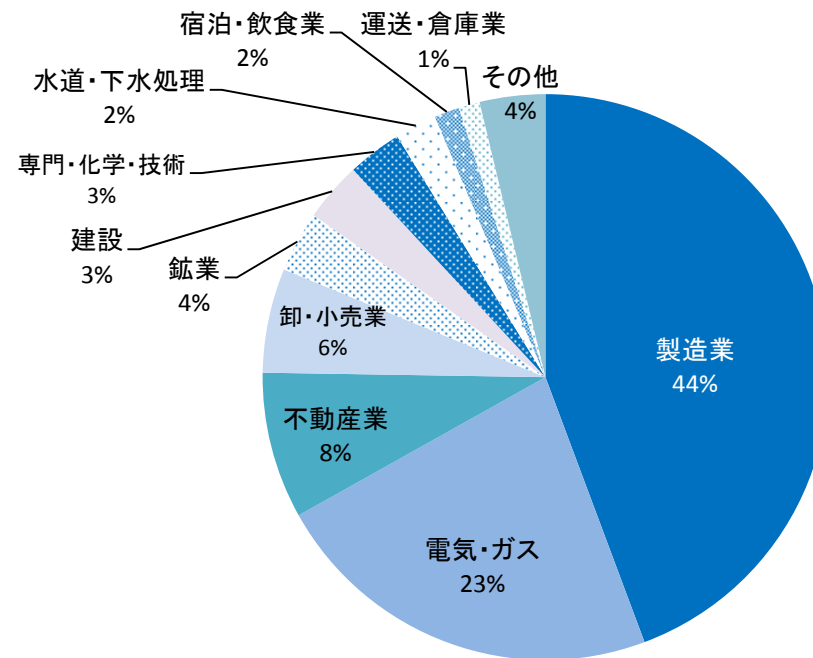
- ◆ 2009年から2011年にかけては、経済が不安定だったため、世界からの直接投資は減少傾向だったものの、その後徐々に回復し、2013年以降は5年連続で認可ベースで200億ドルを超えて推移している
- ◆ 2017年の直接投資認可額(新規・拡張合計)第1位は大型案件の認可が多かった日本、第2位は韓国。認可件数では、1,339件と韓国が第1位で、日本は601件の第2位となっている
- ◆ 業種別では、製造業が44%のトップシェアとなっており、次いで、発電所やガスパイプライン建設等のライフラインが23%のシェアとなっている

世界からの直接投資フロー(国別推移)



(出所)ベトナム統計総局より みずほ総合研究所作成

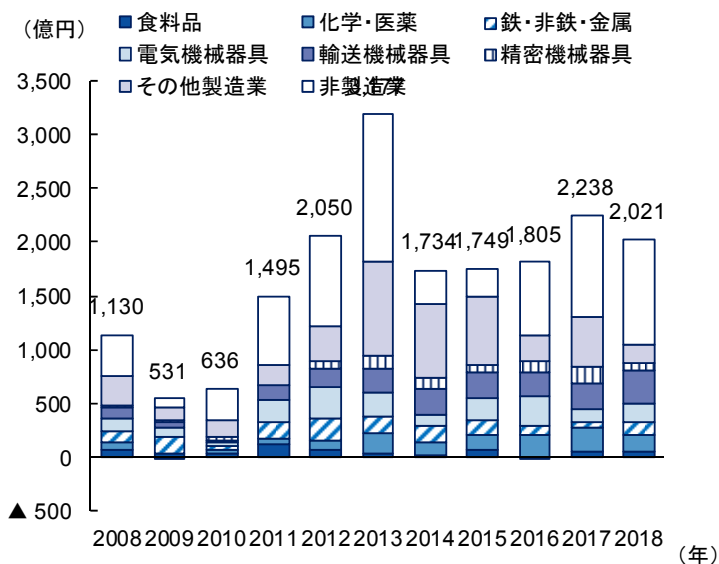
業種別内訳(2017年)



【 I - 11】直接投資動向②～日本からの投資

- ◆ リーマンショックの影響により、2009年には一時的に投資額は減少したが、翌年から回復し始め、2012年には東急電鉄が約12億ドル、ブリヂストンが約6億ドルの投資認可を取得
- ◆ 2017年は丸紅のギソン第2石炭火力発電所(約28億ドル)、住友商事のバンフォン第1火力発電所(約26億米ドル)などの大型案件が牽引。2018年は日系企業が参画するハノイの先端スマート都市構想の認可を取得

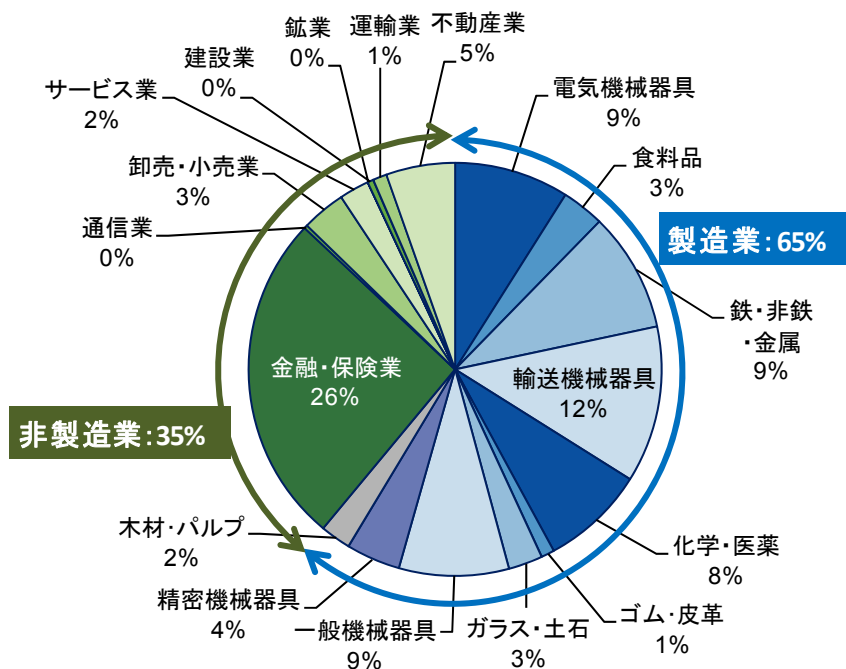
日本からベトナムへの直接投資フローの推移



(注)国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

(出所)日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

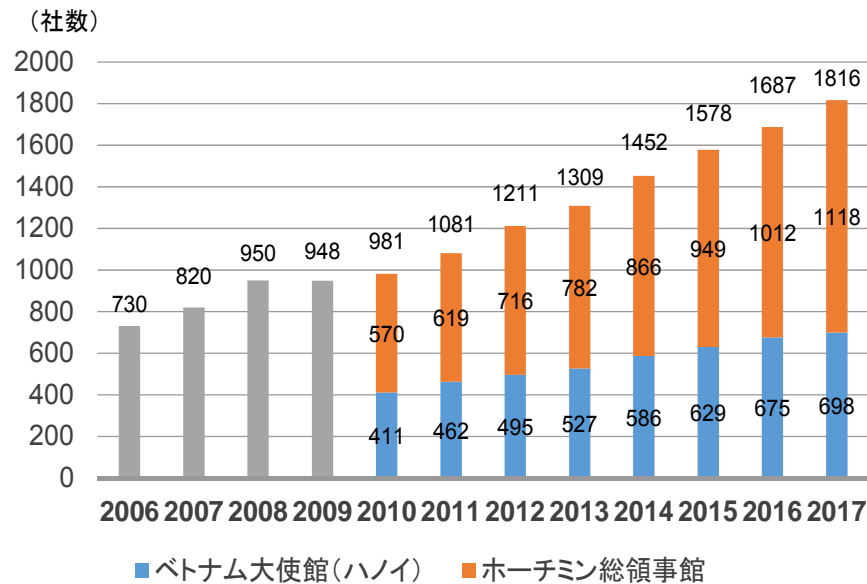
日本からベトナムへの対外投資残高(2017年)



【I-11】直接投資動向③～日系企業進出動向

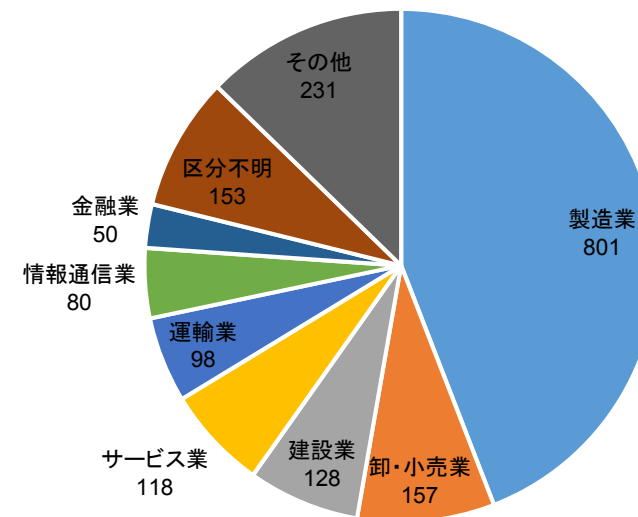
- ◆ 2017年10月時点の日系進出企業は1,800社を超え、南部で最も多く1,000社超となっている
- ◆ 従来は輸出加工型企業の進出が中心であったが、近年は食品や消費財等の製造業のほか、小売業や不動産業等、内需狙いの企業の進出が顕著

日系進出企業数の推移



※2018年6月時点の商工会入会数は1,796社
(ハノイ:698社、ダナン:124社、ホーチミン:974社)

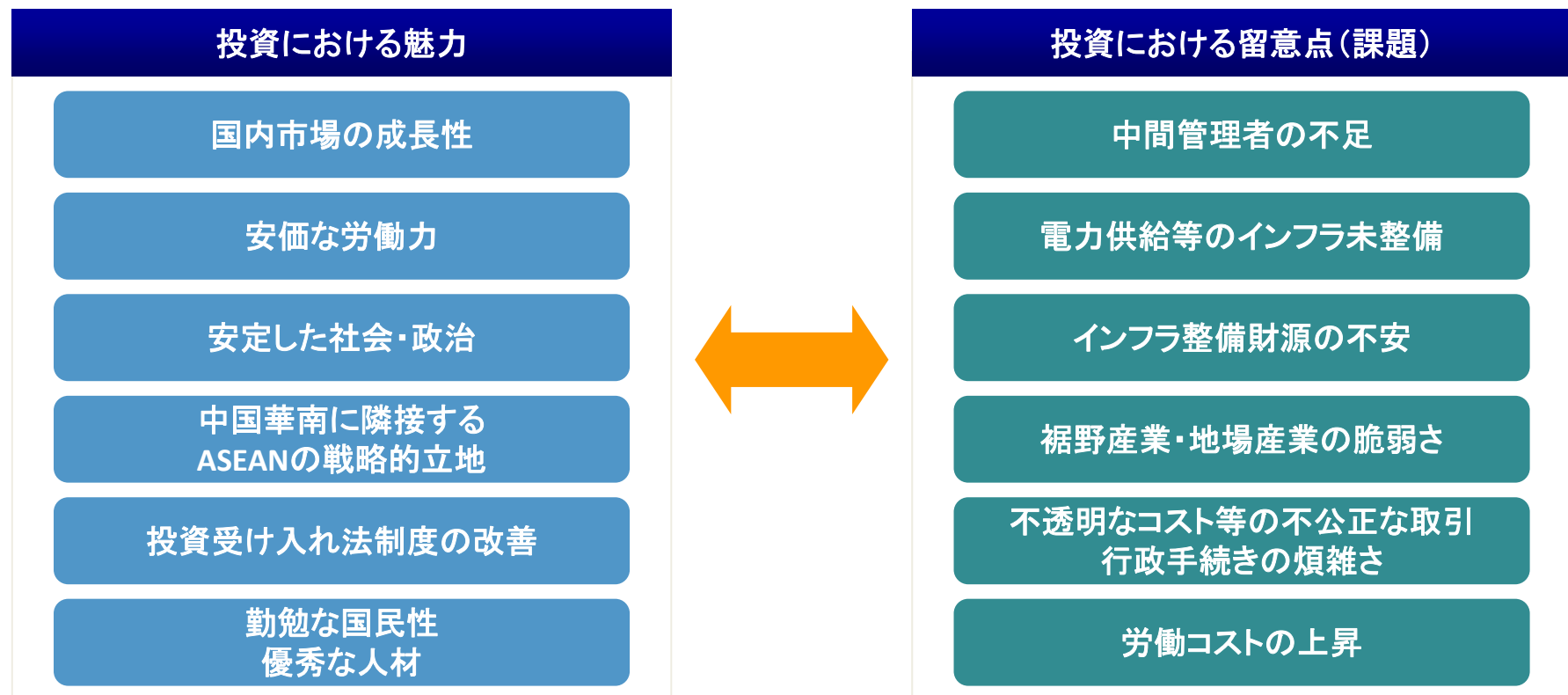
業種別日系企業数(2017年時点)



(出所) 外務省「海外在留邦人数調査統計 平成30年版(平成29年10月1日現在)」、JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I -12】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ 安価で優秀な労働力の豊富さが労働集約型産業を推進する上での魅力として挙げられる一方で、今後の労働力の増加には期待ができない状況。また、管理職クラスの人材が不足していることも課題
- ◆ 投資の誘致に積極的であり、外資受け入れ態勢が改善傾向にあるものの、法制度の運用が不透明であり、行政手続きにコストがかかる事が課題として挙げられる
- ◆ インフラ面はこれまでは改善してきたが、財政難により今後停滞するリスクがある。電力については電力不足に加え、送電線や変電所の未整備等で停電が発生することもあり、電力の安定供給は重要な課題となっている



(出所)各種資料より みずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅱ - 1】労働関連情報① ～労働許可書、ビザ

- ◆ 労働法上、ベトナム企業で働く外国人労働者は、免除対象者を除き労働許可書が必要
- ◆ 労働許可書の免除対象となるサービス業の範囲については不明瞭な点があり、留意が必要
- ◆ ビザ(査証)については、日本人がビザ無しで滞在できる期間は入国日起算で15日間であり、それを超える場合は目的に応じたビザの取得が必要

労働許可書(Work Permit)について	
概要	雇用者は外国人労働者の雇用予定日の少なくとも30日前までに所管者(労働局等)に対して報告書を提出し、書面承認を取得する必要がある。実務上承認を受けるまでに4～6週間を要するケースが多い
種類	①管理職/CEO ②専門家 ③技術者
免除対象者	有限会社の出資者/所有者、株式会社の取締役、販売活動のためにベトナムに3ヵ月未満滞在する者、WTOサービス分野公約に規定されたサービス業の範囲内で社内異動の者 他
有効期限	最大2年間
留意事項	ベトナム労働・傷病軍人・社会事業省は、外国人に発給する労働許可証のオンライン申請に関する通達を公布。2017年10月2日より受付開始しており、オンライン申請者は就労開始日の20日以上前に申請する必要あり

ビザ(査証)について	
概要	ハノイ市・ダナン市・ホーチミン市にある出入国管理局、または所轄市・省の出入国管理室へ申請(初回は出入国管理局へ申請)する
種類	シングルビザ(1回限り)、マルチビザ(複数回の入国許可)があり、入国目的に応じて20種類のビザがある (例)外資企業において長期就労する者 対象: 労働許可書の取得後、長期間にわたりベトナムにおける企業/駐在員事務所で就労する者 有効期限: 2年
ビザ不要の条件	以下の4条件を全て満たす場合は、ビザなしで15日間の滞在が可能 ① 出国日におけるパスポート有効期限が6ヵ月以上 ② 前回のベトナム出国日から30日以上が経過 ③ 往復航空券又は、第三国への航空券を保有 ④ ベトナム入国禁止対象者リストに属しないこと
一時在留許可証	ビザの種類に応じて、一時在留許可証(レジデンスカード)を申請する事ができ、取得すれば有効期間中のビザの取得を免除される

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ - 1】労働関連情報②～現地人の雇用

- ◆ ベトナムにおいて従業員を雇用する場合には、雇用時の最低賃金、従業員の公的保険料納付、労働関連法令などに留意する必要がある

雇用形態

ベトナムの雇用形態は以下の3種類の契約形態がある

- 期間の定めのない契約（無期限契約）
 - ベトナムにおける原則的雇用体系であり、終身雇用制度に類似する雇用形態
- 12ヵ月以上36ヵ月以内の契約（有期限契約）
 - 契約更新は1回に限定されており、その後に更新する場合は無期限契約にする必要がある
- 12ヵ月未満の契約（季節的な業務、特定業務を行うための契約）
 - 12ヵ月以内に業務が終了する事が想定される場合にのみ締結が可能（継続的な業務は不可）

勤務時間

- 通常の勤務時間は、1日8時間、週48時間（契約により1日10時間勤務も可。但し、週48時間）
- 残業時間の上限は、月30時間、年200時間（特別に申請した場合は300時間まで勤務可）
- 1日の労働時間は残業を含めて12時間まで

有給休暇

- 同一の雇用者に12ヵ月勤務した場合、年間12日の有給休暇が与えられる（5年間勤務する毎に1日増加）
- 12ヵ月に満たない期間で勤務する場合、月当たり1日の有給休暇が与えられる
- 退職時に有給休暇の消化が済んでいない場合、雇用者は金銭で清算する義務あり

（出所）JETRO資料、現地コンサルタントのアドバイス等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ - 1】労働関連情報③ ～労働コスト(2019年1月時点)

(単位:米ドル)

国名	日本	中国		香港	韓国	台湾	タイ	シンガポール	マレーシア
都市名	横浜	上海	深セン	香港	ソウル	台北	バンコク	シンガポール	クアラルンプール
製造業									
作業員賃金(一般工職)	2,834	662	490	2,212	2,208	1,097	413	1,946	413
エンジニア賃金	3,595	1,003	831	2,707	2,702	1,428	728	3,064	840
マネージャー賃金	4,583	1,742	1,801	4,162	3,562	2,254	1,559	4,490	1,576
非製造業									
スタッフ賃金(一般職)	2,733	1,129	989	2,389	2,501	1,419	789	2,548	890
マネージャー賃金	4,483	2,328	1,814	4,219	3,833	2,377	1,755	4,468	1,983
店舗スタッフ賃金(アパレル)	1,998	912	826	1,611	2,659	932	368	1,148	572
店舗スタッフ賃金(飲食)	861	581	523	1,793	1,829	683	368	1,032	450
法定最低賃金	9.13/時	353/月	321/月(2.96/時)	4.40/時	1,558/月	752/月(5/時)	9.64~10.32/日	—	268/月 (12.35/日・1.29/時)
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.45ヵ月分	2.00ヵ月分	1.63ヵ月分	1.76ヵ月分	2.93ヵ月分	3.19ヵ月分	2.84ヵ月分	2.19ヵ月分	2.01ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	15.005%~ 15.205%	37.7~40.6%	19.74~33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500香港ドル 月収30,000HKD以上	9.5%~32%	12.39%	5%	17%	13.45~14.95%
名目賃金上昇率	2.1% (2018年)	9.7% (2017年)	11.6% (2017年)	3.5% (2018年)	4.52% (2018年第3四半期、前 年同期比)	4.08% (2018年1~10月)	△0.05% (2017年)	3.8% (2017年)	4.88% (2018年)
国名	フィリピン	インド		インドネシア	ベトナム		カンボジア	ラオス	ミャンマー
都市名	マニラ	ニューデリー	ムンバイ	ジャカルタ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ヤンゴン
製造業									
作業員賃金(一般工職)	234	265	306	308	217	242	201	180	162
エンジニア賃金	373	610	704	457	436	464	648	383	349
マネージャー賃金	971	1,531	1,355	1,031	957	943	1,117	875	1,016
非製造業									
スタッフ賃金(一般職)	497	668	759	442	543	568	501	446	415
マネージャー賃金	1,223	1,742	1,862	1,130	1,281	1,209	1,273	1,123	1,028
店舗スタッフ賃金(アパレル)	298~320	401~498	—	232~336	—	225~293	150~250	152	98
店舗スタッフ賃金(飲食)	298~320	343~449	173~201	213~286	—	167~176	200~300	117	65~98
法定最低賃金	9.62~10.33/日	201/月(非熟練工) 222/月(準熟練工) 244/月(熟練工)	121/月(非熟練工) 128/月(準熟練工) 135/月(熟練工)	279/月	183/月	183/月	182/月	129/月	3.13/日
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1.64ヵ月分	1.08ヵ月分	1.32ヵ月分	1.97ヵ月分	1.56ヵ月分	1.51ヵ月分	1.04ヵ月分	1.20ヵ月分	1.16ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	8.745%+100PHP	13%	13%	10.24~11.74%	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	3%	6% (月額報酬450万LAK以 下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)
名目賃金上昇率	4.88~5.26% (2018年)	9.0% (2017年)	11.5% (2017年)	8.0% (2019年)	n.a	n.a	n.a.	n.a.	n.a.

【Ⅱ - 1】労働関連情報④ ～労働コスト(ベトナム抜粋)

- ◆ JETRO作成「2018年度のアジア・オセアニア投資関連コスト比較調査」結果をもとに3都市を比較
- ◆ 中部ダナン市の賃金が、全ての階層において最も低廉

■ 3都市の2018年の賃金比較

	ハノイ市		ホーチミン市		ダナン市	
	基本給(米ドル)	年間実負担額	基本給(米ドル)	年間実負担額	基本給(米ドル)	年間実負担額
ワーカー 実務経験3年程 度の作業員	217	3,731	242	3,985	203	3,305
エンジニア 専門学校/大卒以 上、実務経験5年 程度のエンジニア	436	7,182	464	7,247	311	5,157
中間管理職 大卒以上、実務 経験10年程度の マネージャー	957	15,381	943	14,485	621	10,266

- ✓ 基本給は月額金額
- ✓ 年間実負担額は、基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与等含む金額

【Ⅱ - 2】主要工業団地（北部）



Vinh Phuc (ビンフック)

- ① タンロン3工業団地

Ha Noi (ハノイ)

- ① タンロン工業団地
- ② クアンミン工業団地
- ③ ノイバイ工業団地
- ④ タックタット-クックオアイ工業団地
- ⑤ ホアラックハイテックパーク
- ⑥ ダイトウ工業団地

Hung Yen (フンイエ)

- ① フォーノイA工業団地
- ② 第二タンロン工業団地
- ③ フンイエ工業団地

Bac Ninh (バクニン)

- ① VSIPバクニン
- ② ダイトゥーホアンソン工業団地
- ③ クエボー工業団地
- ④ イエンフォン工業団地
- ⑤ ティエンソン工業団地
- ⑥ ナムソン工業団地
- ⑦ テュアンチャン工業団地

Hai Duong (ハイズオン)

- ① フックディエン工業団地
- ② タンチュオン工業団地
- ③ ダイアン工業団地
- ④ ナムサック工業団地

Quang Ninh (クアンニン)

- ① ホアンボー工業団地
- ② カイラン工業団地
- ③ ドンマイ工業団地
- ④ ハイエン工業団地

Ha Nam (ハナム)

- ① ドンバン1工業団地
- ② ドンバン2工業団地
- ③ ドンバン3工業団地
- ④ ドンバン4工業団地

Thai Binh (タイビン)

- ① ティエンハイ工業団地

Hai Phong (ハイフォン)

- ① デインヴァー工業団地
- ② 野村ハイフォン工業団地
- ③ VSIPハイフォン

(出所) SOLTEC TRADING CO., LTD. 発行「Invest Asia」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ - 2】主要工業団地（南部）



Ho Chi Minh (ホーチミン)

- 14 タントウアン工業団地
- 16 ユニカビーパンレンタル

Binh Duong (ビンズオン)

- 4~7 ミーフック工業団地(1~4)

- 10 メープルツリービジネスシティ
- 11 VSIP2工業団地
- 18 VSIP1工業団地

Dong Nai (ドンナイ)

- 2,3 ビエンホア工業団地(1,2)
- 4 アマタ工業団地
- 5 ロテコ工業団地
- 9 ザンディエン工業団地

- 11 ロンタン工業団地

- 13 ロンドウック工業団地

- 15~20 ニョンチャック工業団地(1~6)

Ba Ria - Vung Tau (バリアーブンタウ)

- 4,5,7 フーミー工業団地(1~3)

- 8 チャウドウック工業団地

Long An (ロンアン)

- 9 ロンハウ・ホアビン工業団地
- 12 キスナレンタルサービス工場
- 14 ロンハウ工業団地

Tay Ninh (タイニン)

- 3 タン・タン・コン工業団地

(出所) SOLTEC TRADING CO., LTD. 発行「Invest Asia」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ - 3】税務関連情報① ～法人税率

- ◆ 2016年1月1日より、法人税の標準税率は20%に引き下げ
- ◆ 免税はその年度に適用される税率の100%、減税は50%削減

<主な優遇税率・条件> ※売上発生初年度から3年間課税所得がない場合、4年目より自動的に開始

条件	優遇税率	適用期間	免税期間	減税期間
下記優遇税制が適用されない場合	20%	—	なし	なし
利便性の高い地域*を除く工業団地における新規投資プロジェクト	20%	—	課税所得発生から2年間	免税期間終了から4年間
特別に経済・社会的に困難な地域(法令218/2013/ND-CP, Appendix)、 経済区、ハイテク区 での新規投資プロジェクト及び、追加投資プロジェクト	10%	売上発生後15年間	課税所得発生から4年間	免税期間終了から9年間
技術開発・科学研究、ソフトウェア開発、再生可能エネルギー等の生産、環境保護等に関する新規投資プロジェクト及び、追加投資プロジェクト	10%	売上発生後15年間	課税所得発生から4年間	免税期間終了から9年間
教育訓練、職業訓練、医療、文化、スポーツ、自然環境保護事業等への投資を行うプロジェクト	10%	全期間	課税所得発生から4年間	免税期間終了から9年間
投資証明書発行から3年以内の投資額が6兆ドン以上であり、 且つ、売上発生年度から3年以内に、下記2つの条件のいずれかに該当する投資プロジェクト ①年間10兆ドン以上の売上 ②3,000人以上の雇用	10%	優遇の承認より15年間	課税所得発生から4年間	免税期間終了から9年間
経済・社会的に困難な地域(法令218/2013/ND-CP, Appendix)での新規投資プロジェクト及び、追加投資プロジェクト 良質な鉄鋼製造、省エネ商品、農林水産業・塩業用機械又は設備製造、灌漑設備製造、家畜・水産飼料製造又は精製、伝統的な産業の発展に関する新規投資プロジェクト、追加投資プロジェクト	17%	売上発生後10年間	課税所得発生から2年間	免税期間終了から4年間

<利便性の高い地域>

特別都市(ハノイ市・ホーチミン市)、中央直轄第一級都市(ハイフォン市・ダナン市・カントー市)、
省直轄第一級都市(フエ市・ビン市・ダラット市・ニャチャン市・クイニョン市・バンメート市・タイグエン市・ナムディン市・ヴィエトチー市・ハロン市)

【Ⅱ - 3】税務関連情報② ～個人所得税率

- ◆ 居住者は全世界所得(ベトナム国内外で得た全ての所得)が課税対象
- ◆ 非居住者はベトナム国内を源泉とする所得に対し、一律20%課税

■ 居住者の税率

年間課税所得	月額課税所得	税率
6,000万VND以下	500万VND以下	5%
6,000万超～1億2,000万VND以下	500万VND超～1,000万VND以下	10%
1億2,000万超～2億1,600万VND以下	1,000万VND超～1,800万VND以下	15%
2億1,600万超～3億8,400万VND以下	1,800万VND超～3,200万VND以下	20%
3億8,400万超～6億2,400万VND以下	3,200万VND超～5,200万VND以下	25%
6億2,400万超～9億6,000万VND以下	5,200万VND超～8,000万VND以下	30%
9億6,000万VND超	8,000万VND超	35%

■ 居住者の定義

以下のいずれかを満たす場合;

- 暦年またはベトナムに入国した日から連続する12ヵ月の期間のうち、ベトナムに滞在する期間が183日以上の場合

- ベトナム国内に定常的*な住居を有する場合

* 外国人の場合は、公安により発行される居住証明または一時居住証明に記載された恒久的住所のことを指す

- 課税年度内において、183日以上賃貸契約などにより居住する一定の居所を有する場合

- 居住証明または一時居住証明を保有していない場合も該当
- 個人名義・法人名義問わず該当

<所得控除>

- ① 社会保険料控除
- ② 任意年金基金への掛金(上限あり)
- ③ 基礎控除: 月額900万VND、
年額1億800万VND
- ④ 扶養控除*: 1人あたり月額360万VND
- ⑤ 寄付金控除

*扶養控除の対象については条件あり
(例) 配偶者の場合、無所得またはすべての所得の合計が月額100万VND以下であり、かつ以下のいずれかの条件を満たすこと
1) 労働年齢を超えていること
2) 労働年齢であるが、身体に障害があり、勤務が不可能であること

<納税・申告>

給与所得について

月次申告: 翌月20日以内に申告・納税

確定申告: 課税年度終了時から90日以内に申告・納税

※詳細につきましては、現地専門家にご確認ください。

【Ⅱ - 3】税務関連情報③ ～社会保険制度

- ◆ 賃金テーブルの作成・登録をしなければ、社会保険への加入が不可
- ◆ 2018年10月15日、ベトナムで就業する外国人労働者の強制社会保険加入の義務化をガイダンスする政令143/2018/ND-CP が公布され、2018年12月1日より施行

	雇用主 負担	従業員 負担	対象者	給付内容	備考
社会保険	給与の 17%	給与の 8%	(2018年1月～) 1ヵ月以上の有期雇用契 約または無期雇用契約 を締結した従業員	疾病手当、産休手当、 労働災害・職業病手当、 遺族給付、年金	2018年より社会保険料 計算の基礎となる賃金 に基本給、手当て、そ の他の補助が含まれる (但し、賞与や勤務中の 食事補助、通信補助等 と直接関連性のない補 助を除く)
健康保険	給与の 3%	給与の 1.5%	3ヵ月以上の雇用契約ま たは無期雇用契約のあ る従業員	医療給付(診療、治療、 リハビリ、胎児の定期 診断、出産、薬等)	外国人も対象
失業保険	給与の 1%	給与の 1%	12ヵ月以上の雇用契約 または無期雇用契約の ある従業員	失業給付	10名以上の労働者を雇 用している企業が対象

(出所)ベトナム政府発表資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ - 3】税務関連情報④ ～ 配当送金

- ◆ 累損が解消した場合、海外への配当送金が可能
- ◆ 配当送金に対する課税は2004年1月に廃止され、配当送金に対しては非課税

1. 累損が解消した場合、海外への配当送金が可能に
 - 一般企業において税引き後の利益を一定割合で法定準備する必要はない
2. 過年度の余剰金の配当送金は可能
3. 配当送金に係る制限
 - 当該年度に累積損失がある場合、配当を行うことは不可
4. 配当送金に対する課税
 - 配当送金に対しては課税されない
5. 配当手続き

配当金の送金予定日の7営業日前までに以下書類を税務局に提出する必要あり

 - ✓ 監査済み決算報告書
 - ✓ 配当についての社員総会の決定書
 - ✓ 法人所得税確定申告書
 - ✓ 配当予定通知書

(出所)ベトナム政府発表資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ - 3】税務関連情報⑤ ～外国契約者税

□ 外国契約者税とは

外国契約者税(Foreign Contractor Tax: FCT)とは、外国法人や外国人が、ベトナム国内の法人や個人に対し、ベトナム国内でサービスを提供し、対価として得た所得に対し、課税される税金のこと

□ 外国契約者税の構成

$$\boxed{\text{外国契約者税(FIT)}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{<外国法人の場合> 法人所得税(CIT)} \\ \text{<外国人の場合> 個人所得税(PIT)} \end{array}} + \boxed{\text{付加価値(VAT)}} + \boxed{\text{手数料等}}$$

□ 納税義務者と申告納税方法

- ✓ ベトナムに恒久的施設(PE)がなく、ベトナム居住者でもない場合は、「源泉徴収方式」にて納税を行う
- ✓ 源泉徴収方式における納税義務者は、ベトナム国内企業となる

□ 源泉徴収方式におけるみなし税率

課税取引種類	みなし税率		課税取引種類	みなし税率	
	VAT	CIT		VAT	CIT
サービスが付随した物品販売	- 輸入時に支払	1%	その他事業	2%	2%
サービス一般、機械設備リース、保険サービス	5%	5%	有価証券譲渡、海外への再保険、再保険譲渡からのコミッション	-	0.1%
レストラン、ホテル、カジノ管理サービス	5%	10%	デリバティブ取引	-	2%
航空機・航空機エンジン/部品、船舶リース	5%	2%	利息収入	-	5%
資材・機械・設備供給を伴う建設・据付、輸送、製造	3%	2%	ロイヤリティ	-	10%
資材・機械・設備供給を伴わない建設・据付	5%	2%			

(出所)JETRO「ベトナム税務Q&A 2018年7月」より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅲ－１】進出形態①

◆ ベトナムに進出する場合の主な形態は、以下の通り

形態	概要
現地法人	一般的な進出形態 一部の外資規制業種を除いては独資での設立も可能 会社の形態としては、有限会社・株式会社・合名企業・私営企業がある。詳細は、次ページ参照
駐在員事務所	現地法人に比べ設立が容易。但し、営業活動は認められていない 活動範囲としては、①本社との連絡業務、②情報収集・市場調査業務、③ベトナム側パートナーとの事業取引及び学術・技術上の協力関係の維持・推進業務の履行が認められている
支店	駐在員事務所とは、違い営業活動が可能。但し、設立が認められるのは、限られた業種のみ (従来は銀行のみであったが、最近では法律事務所、タバコ産業、文化・教育・旅行業での支店形態も承認されているが、引続き多くのサービス業においては認められていない)
プロジェクト	外国投資家が、ベトナム政府との契約締結により、法人設立をせずに政府の指定する内国企業と合同で事業活動を行う形態。BOT・BTO・BTプロジェクトなどがあり、主に道路・港湾・空港・橋梁等のインフラ建設に多く見られる
M&A等	ベトナムで活動している会社へ出資、株式購入、合併及び買収 但し、外国人投資家によるベトナム企業への出資や株式取得などは、ベトナムのWTO加盟公約に基づき分野ごとに規制されている

(出所)改正企業法(68/2014/QH13)等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

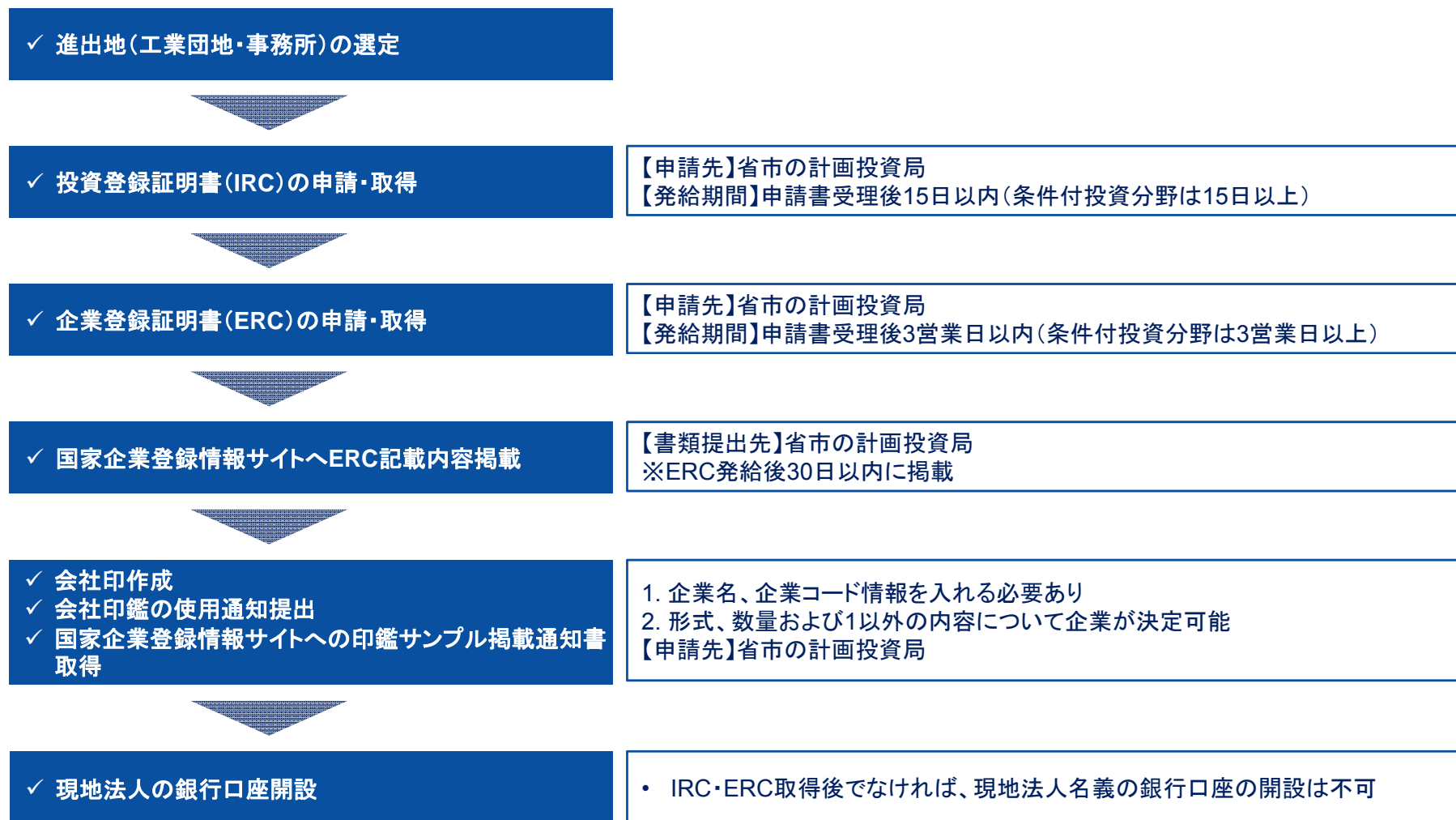
【Ⅲ - 1】進出形態②

- ◆ 日系企業の約8割が有限会社形態にて進出
- ◆ ベトナムで株式会社を設立する場合には、出資者が3名以上必要

	一人有限会社	二人以上有限会社	株式会社
出資者数	1名の組織または個人	2～50名(50名以下)の組織 または個人	最低3名以上の組織または個人
管理組織	<p><出資者が組織の場合> 会長、社長、監査役 or 社員総会、社長、監査役 ※社員総会は3～7名で構成</p> <p><個人の場合> 会長、社長(会長の兼務可能)</p>	<p>社員総会、社員総会の会長(社長が兼務可)、社長</p> <p>※社員が11名以上の場合、監査役の設定が必要</p>	<p>株主総会、取締役会、社長、監査役会 ※株主が11名未満かつ各株主が株式総数の50%未満の保有の場合、監査役の設定は強制ではない</p> <p>or 株主総会、取締役会、社長 ※取締役の20%以上が独立取締役の必要があり、取締役会に直属する内部会計監査委員会の設置が必要</p>
最高意思決定機関	会長 or 社員総会	社員総会	株主総会
社員(株主)総会の開催のための定足数 ※定款に異なる定めがない場合	社員総数の2/3以上	<p>出席する投資者の出資総額 (第一回招集)65%以上 (第二回招集)50%以上 (第三回招集)出資総額要件なし</p> <p>・年に最低一回は開催が必要</p>	<p>出席する株主の議決権付株式の合計 (第一回招集)51%以上 (第二回招集)33%以上</p> <p>・年に最低一回、会計年度終了日から4ヵ月以内の開催が必要 ・株主総会の開催地はベトナムでなければならない</p>
		定款にて下記以外の割合の設定可能	
普通決議	出席者の過半数	出席者の出資総額が65%以上	出席者の議決権株式が51%以上
特別決議	出席者の3/4以上	出席者の出資総額が75%以上	出席者の議決権株式が65%以上

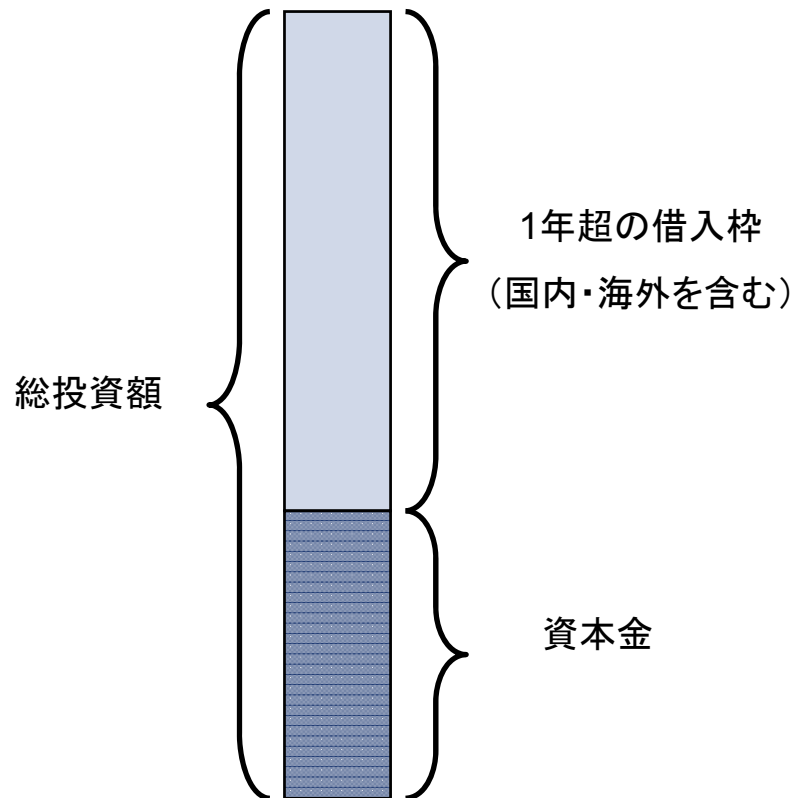
(出所)改正企業法(68/2014/QH13)等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ - 2】拠点設立フロー



出所：改正投資法67/2014/QH13、改正企業法68/2014/QH13、現地コンサルタント情報等によりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ - 3】法人設立時の留意点(1年超の借入枠と資本金)



■ 借入枠

- 1年超の借入を行うことができる上限枠は、「総投資額」-「資本金」となる
- 1年以内の短期借入(ベトナム国内、海外からを含む)は借入枠の制限を受けない。短期親子ローンの中長期への変更は可能(但し、借入枠が必要)
- 海外からの借入は、金利に対して5%の源泉税が課せられる
- 1年超の海外からの借入は、ベトナム中央銀行への届出が必要

■ 資本金

- ✓ 資本金は、企業登録証明書(ERC)が発給された後、90日以内に払い込む必要あり

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ - 4】ベトナムでの銀行口座

- 進出形態・ご利用方法に合わせて開設いただく口座が異なります
- みずほ銀行ベトナム拠点で開設可能な通貨は、VND, USD, JPY, EUR, THB, SGD, HKDです

口座種類一覧

種類	用途
資本金口座 (DICA: Direct Investment Capital Account)	資本金やオフショアローンの入金、配当金の支払い等、資本性のお取引の出入口となる口座 ※1法人につき1銀行でのみ開設が可能です
経常口座 (Saving Account)	経常の営業活動における入出金口座
非居住者預金口座 (NRA: Non Resident Account)	ベトナム国外の居住者名義の口座 ※現地法人の設立前費用の立替払いなどにご利用いただけます
間接投資用口座 (FIIA: Foreign Investment Indirect Account)	非居住者による当地企業への投資に際し、法令上必要とされる口座 ※VND口座のみ開設が可能です
エスクロー口座 (Escrow Account)	契約書等に基づき入出金にトリガーがつけられる口座(M&A、不動産取引等)
個人口座 (Individual Account)	個人名義の口座 ※原則、新規の口座開設は行っておりません

(出所)みずほ銀行現地拠点資料などをもとにみずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【IV – 1】投資規制

- ◆ 2015年7月より施行された改正共通投資法では、投資禁止分野、条件付き投資分野が緩和
- ◆ 2017年1月1日より、投資禁止分野・条件付投資分野が改正された

新共通投資法による主な規制分野

投資禁止分野	条件付投資分野
<p>2017年1月1日より7分野に緩和</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新共通投資法別表第1に規定される各麻薬物質に関する事業 2. 新共通投資法別表第2に規定される各種化学物質、鉱物に関する事業 3. 絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約別表第1に規定される各種野生植物、動物の標本、同法別表第3に規定されるグループ I の絶滅の恐れのある希少な各種野生植物、動物の標本に関する事業 4. 売春事業 5. 人身、人の身体組織、部分の売買 6. 人の無性生殖に関連する事業活動 7. 爆竹の売買 	<p>2017年1月1日より243分野に変更</p> <p>⇒ 外資系企業が投資を検討するほとんどのサービス分野が含まれる</p> <p>主な条件付き投資分野は以下の通り;</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 警備事業 ◆ 弁護士業務 ◆ 会計サービス事業 ◆ 保険事業 ◆ カジノ事業 ◆ 物流事業 ◆ 職業紹介サービス事業 ◆ 不動産事業 ◆ 留学コンサルティングサービス事業 ◆ 化粧品生産 ◆ 宿泊施設運営事業 ◆ 広告宣伝事業 <p style="text-align: right;">など</p>

資本金に関する規制

出資比率

条件付投資分野等、100%外国投資の形態が認められない事業については、事業毎にベトナム当事者との出資比率が定められている【例】道路運送サービス(貨物運搬):外資51%以下

最低資本金制約

一部の事業では最低資本金制約あり【例】不動産経営:200億ドン(2015年7月以降)

(出所)投資法(67/2014/QH13)、新不動産事業法(66/2014/QH13)等によりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV – 2】外資規制

◆ 外資に対する条件付投資分野は以下のとおり

	事業分野		事業分野
1	専門サービス	10	教育、訓練および関連サービス
2	コンピューターサービスおよび関連サービス	11	環境に関連するサービス
3	研究開発サービス	12	医療および社会サービス
4	運転手有無のレンタルサービス	13	旅行サービスおよび関連サービス
5	その他の経営サービス	14	レジャー、文化、スポーツサービス
6	通信サービス	15	輸送サービス
7	視聴覚サービス	16	不動産事業
8	建設サービス	17	製品の生産および経営
9	流通事業サービス	18	農業、林業、漁業

※ 詳細は以下をご参照のこと

<https://dautunuocngoai.gov.vn/fdi/nganhnghedautu/6>

(出所) FIA Vietnam、JETRO資料などより みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV – 3】投資誘致

- ◆ 内資・外資企業に関わらず、一定条件を満たす投資案件については優遇措置を受ける事が可能
- ◆ ベトナムでは、原則プロジェクト毎に、計画投資省が投資優遇を判断
- ◆ 主な投資優遇措置の対象プロジェクトは、①投資分野による優遇、②投資地域による優遇、③投資規模による優遇の3つの種類に分類される

①奨励分野(改正共通投資法第16条第1項)

1.	ハイテク活動、ハイテク補助工業製品、研究開発活動	8.	[1]インフラストラクチャー構造物の開発及び運営、管理に関する投資[2]、各都市における公共旅客運送手段の開発
2.	新素材、新エネルギー、クリーンエネルギー、再生エネルギーの生産、付加価値が30%以上認められる製品、省エネルギー製品生産	9.	幼児教育、普通教育、職業教育
3.	電子製品、重機、農業機械、自動車、自動車部品生産、造船	10.	[1]診察、治療、[2]医薬品、医薬品の原料、主要薬、必需品、社会病の予防、治療薬、ワクチン、医療用薬剤、薬草薬、漢方役の生産、[3]各種新薬を生産するための製剤技術、生物学技術の科学研究
4.	繊維、皮革分野及び補助工業製品	11.	[1]障害者又は専門家のための訓練、体操、体育競技施設の投資、[2]文化遺産の保護及び活用
5.	情報技術、ソフトウェア、デジタルコンテンツ製品の生産	12.	[1]枯葉剤の患者治療センター、老人ホーム、メンタルケアセンターの投資、[2]高齢者、障害者、孤児、身寄りのない放浪児の養護センター
6.	[1]農産物、林産物、水産物の養殖、加工、[2]森林の直栽及び保護、[3]製塩、[4]海産物の採捕及び漁業のための物流サービス、[5]植物、動物の種、生産工学技術(バイオテクノロジー)製品の生産	13.	人民信用基金、小規模金融機関等
7.	廃棄物の収集、処理、リサイクル又は再利用		

- 投資分野による優遇の検討において、対象となる業種を所管する政府当局の承認が必要
- 従って、検討プロセスが複雑化し、業種によっては優遇措置の認可取得に多大な時間を要する懸念有り

(出所) 投資法(67/2014/QH13)よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV – 3】投資誘致

②奨励地域(2014年投資法第16条第2項)

1. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済特区
2. 経済・社会的に困難な状況にある地域

➤ 投資地域による優遇の検討は、優遇される地域が明確に規定(2015年11月12日付2014年の投資法の一部の詳細規定および実施案内である政令118/2015/ND-CPの付録Ⅱ)されているため、優遇措置の可否判断は比較的早い

③投資規模(投資法15条に追加、法令218/2013/ND-CPの第15条dd項)

◆ 6兆ドン以上の資本規模の投資プロジェクトで、投資登録証明書の発給を受けた日から3年以内に6兆ドン以上を出資または支出。かつ下記2つの条件のうち、いずれかの条件に該当する投資プロジェクト

- ①売上発生日から3年以内に年間売上高10兆ドン以上を達成
- ②売上発生日から3年以内に3,000人以上の労働者を雇用
(パートタイム労働者及び12ヵ月以下の契約期間を有する労働者を除く)

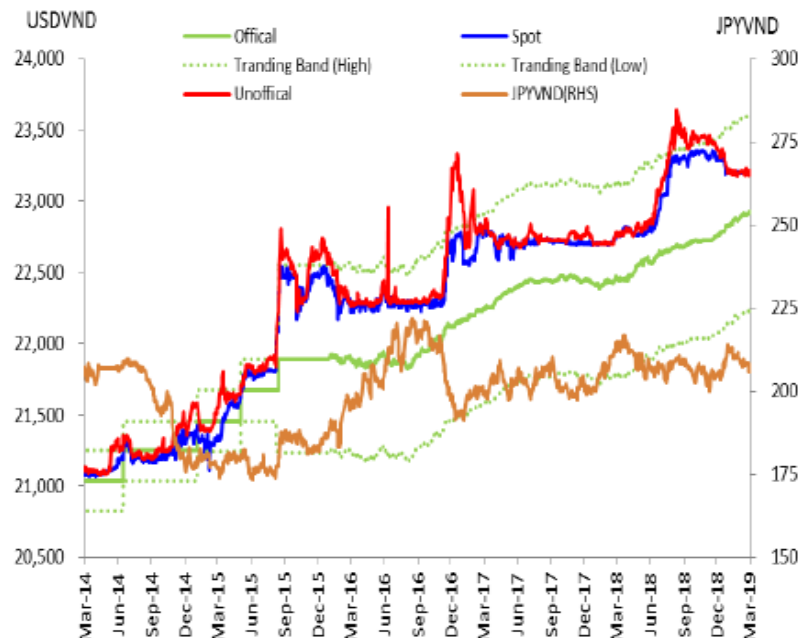
- 申請企業は、支払額、売上高、雇用数など、条件をクリアしたことを証明する書類等を提出。計画投資省がそれを検証する必要があるため、申請から優遇措置を受けるまでタイムラインが長期化する懸念あり
- 申請企業は、所在する省の経済特区や工業団地の管理委員会に申請。同管理委員会が検討・承認した後、さらに、中央政府(財務省・首相府)にて承認の可否が検討される。申請企業は、検討状況について財務局等に直接確認し、フォローアップすることが望ましい

(出所)投資法(67/2014/QH13)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV - 4】為替管理制度・外貨規制

- ◆ ベトナムは中国と同じく「管理フロート制」を採用。中央銀行が介入して相場を一定に保っている
- ◆ 2016年1月まではUSD/VNDレートは固定され都度の切下げが行われてきたが、2016年1月以降は中央銀行が毎日USD/VNDの中心レートを公示
- ◆ 緩やかなVND安は続いているものの、それまでのような突然の切下げは無くなった
- ◆ USD/VNDについては公示レートの上下3%のバンドで取引が認められている（他の通貨とVNDの取引にはバンド無し）

為替相場の推移



(出所)みずほ銀行現地拠点資料などをもとにみずほ銀行国際戦略情報部作成

外貨規制の概要

- ベトナム国内送金
 - 原則、VND建て
 - 外貨での送金は、輸出加工企業(EPE)の一部取引や外国人(日本からの駐在員等)への給与などに限定(送金時には外貨送金となるエビデンスを銀行に提出要)
- 海外送金
 - VND建ては不可のため、外貨での送金が必要
 - 外貨送金に際しては、貿易等の実需取引の裏付けとなる書類を銀行に提出する必要有(ex.売買契約書・インボイス・税関申告書等)

【IV – 5】貿易制度

- ◆ 貿易管理に関わる管轄官庁は商工省であるが、各品目の詳細規定は各省によりガイドラインや通達によって定められる
- ◆ 特定の物品については、検疫、船積み前検査、輸入許可証の取得が義務付けられている

輸入規制のある品目の例

<輸入禁止品目>

- ✓ 中古消費財(家電製品、医療器具、衣服等)
- ✓ 中古製品(自転車、バイク、輸送用車両のエンジン・タイヤ・付属品等) 他
 - 中古車については左ハンドル車のみ輸入可能ながら、規格基準への適合と高関税+特別消費税の課税などが課されている

<輸入許可必要品目>

- ✓ 文化製品(書籍やCD/DVD)、化粧品、パソコン、携帯電話
- ✓ 一般消費財
- ✓ 医薬品 他

中古機械規制

HS84類(プレス機、研削盤等)、85類(発電機等)に属する中古設備については、一定の要件を満たす場合を除き、原則として製造から10年超の中古設備は輸入不可

中古機械輸入、年数制限撤廃を検討<2017/12/21 NNA記事 一部抜粋>

使用期間が10年を超える中古機械の輸入を規制する通達23号(23/2015/TT-BKHCHN)について、ベトナム政府が年数制限を撤廃する方向で検討していることが分かった。20日にホーチミン市で開催されたホーチミン日本商工会(JBAH)とホーチミン市人民委員会との政策対話で、ホーチミン市幹部が明らかにした。

10年超中古設備の輸入が増加傾向に<2018/6/5 JETRO記事 一部抜粋>

中古機械の輸入において、投資プロジェクトに関するものについては、製造から10年を超過した設備でも能力証明書を発行することで許可される例が増加。日本海事検定協会によると、2017年度に同協会が実施した輸出した10年超の中古機械の内、8件に輸入許可が下りたという。

(出所)JETRO資料、NNA等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV – 6】不動産関連規制：改正住宅法 (65/2014/QH13)

- ◆ 2015年7月1日に、改正住宅法65/2014/QH13が施行され、外国人や外国組織の住宅所有対象が拡大
- ◆ 実際には、外国人や外国組織が権利証明書の特に住宅所有権証明(ピンクブック)の取得に時間を要する事例あり

ベトナムで住宅を所有するには以下の条件を充足する必要あり

	外国人	外国組織
対象	ベトナムへ入国が許可され、ベトナム出入国管理局より、「入国印」を押印された有効なパスポートを保有している個人 ※外交特権を有しない個人	外資系企業、外国企業の支店、駐在員事務所、外国投資ファンド、外国銀行の支店 (有効な投資登録許可書、またはベトナム管轄当局より認可された活動許可書を保有していること) ⇒ 日本の本社が住宅を取得することは不可
期間	最長50年間	投資登録許可書または活動許可書の残存期間
賃貸事業	第三者への賃貸可能	第三者への賃貸不可 ※社宅用にのみ使用可、事務所やその他の目的での使用不可 ※サブリース事業は可能(事業登録必要)
対象物件	住宅開発プロジェクト内のコンドミニアム、または戸建て ※コンドミニアムの場合、1棟の戸数は30%まで 戸建ての場合、1街区につき250戸まで	住宅開発プロジェクト内のコンドミニアム、または戸建て ※コンドミニアムの場合、1棟の戸数は30%まで 戸建ての場合、1街区につき250戸まで

(出所)65/2014/QH13, 99/2015/ND-CP、NNA記事等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV – 6】不動産関連規制 :改正不動産事業法 (66/2014/QH13)

◆ 2015年7月1日に、改正不動産事業法66/2014/QH13が施行され、サブリース事業が可能となった

外資に認められている事業内容

- ✓ 転貸(サブリース)のための住宅、建物の貸借
- ✓ 国家から賃貸した土地において、賃貸するための住宅建設投資(住宅、建物の建設投資は、売却、賃貸、購入賃貸のための住宅でなくてもよい)
- ✓ 売却、賃貸、購入賃貸をするための住宅、建物の建設投資を行うため、投資主の不動産プロジェクトの全部または一部の譲渡の受領
- ✓ 国家から交付を受けた土地において、売却、賃貸、購入賃貸するための住宅建設投資
- ✓ 工業団地、産業クラスター、輸出加工区、ハイテクパークで賃借する土地において、土地使用目的に従った住宅、建物建設投資

法定資本金

200億ベトナムドン(= 約1億円)

※ただし、不動産事業法第4章に規定する不動産サービス事業を営む場合は除く

↓
不動産仲介サービス、不動産取引所サービス、不動産諮問サービス、不動産管理サービス

(出所)66/2014/QH13、76/2015/ND-CP、NNA記事等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV – 6】不動産関連規制：不動産事業に関わる留意点

- ◆ ベトナムでは土地は全人民のものであり所有が出来ず、土地使用权を賃貸し利用
- ◆ 不動産仲介業を行うには、不動産免許を保有者が最低2名必要

土地・不動産の所有	<ul style="list-style-type: none">✓ 土地は全人民のものであり、所有者を代表する国家が土地を管理 ⇒ 土地を利用する場合は、「土地使用权」を賃貸する✓ 建物に関しては所有を認められ、土地使用者と建物所有者が異なることも認められる✓ 外国企業が投資プロジェクトのために土地を使用する場合の期限は、原則50年。一部例外的に70年まで認められるケースもあり
土地・不動産の登記	<ul style="list-style-type: none">✓ 土地を使用する者は、土地使用权登録所に申請を行い、土地使用权(レッドブック)及び住宅所有権証明の交付を受ける ⇒ 所有者が移転した際には、移転した旨と最新の使用权者について記録されるが、レッドブックが更新されていないケースも多い
不動産事業を行う際の免許制度	<ul style="list-style-type: none">✓ 不動産仲介業を行うには、免許を得た個人が最低2名必要。また各店舗に、最低1名免許保有者がいないと営業不可。不動産免許は、建設省から出される <p>＜不動産免許取得要件＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 民法に基づいた業務執行ができる能力を有すること・ 後期中等教育以上の学歴を有すること・ 不動産仲介知識試験に合格していること

出所：国土交通省資料等によりみずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【V-1】みずほ銀行のベトナム拠点のご案内

ハノイ支店



空港からのアクセス
タクシー：約50分

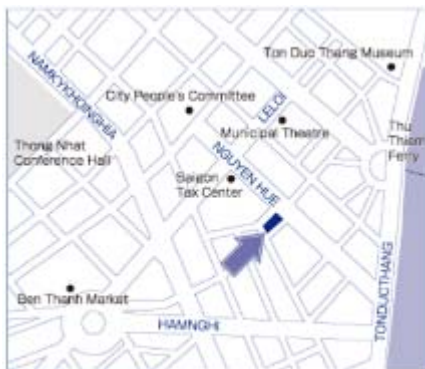
■ 特徴

安い労働力を背景に製造業を中心とした日系企業取引に加え、政治の中心であることから優良国営企業との取引に加え、日越政府との強固なリレーションを確保

■ 住所

4th Floor, 63 LTT Building, 63 Ly Thai To Street, Hanoi, Socialist Republic of Vietnam
Tel:84-8-3827-8260/8292

ホーチミン支店



空港からのアクセス
タクシー：約30分

■ 特徴

製造業の進出はさることながら、商業の地であることから内需獲得を狙った日系企業、多国籍企業との取引が中心

■ 住所

18th Floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Boulevard, District 1, Ho Chi Minh City, Socialist Republic of Vietnam
Tel:84-8-3827-8260/8292

沿革

- 1996年 ハノイで邦銀初の支店を開設
- 2006年 ホーチミン支店開設
外国投資の許認可、相談業務等を行うベトナム計画投資省と日系企業直接投資プロジェクトへの支援を目的に業務協力協定を締結
- 2010年 石油ガスの上流開発から下流分野までを所管する石油ガス公社、ペトロベトナムと金融面から大型インフラ・プロジェクトをサポートすべく業務協力協定を締結
ベトナム国営石炭・資源公社、ビナコミンと金融面から大型インフラ・プロジェクトをサポートすべく業務協力協定を締結
新金融機関法に対応すべく、ハノイ、ホーチミンの両支店で合計237百万ドルの増資を実施
- 2011年 ベトナム国営大手商業銀行、ベトコムバンクとアジア地域強化策の一環としてベトナムにおける日系・非日系のお客様へのサービス向上を目指し資本業務提携
- 2014年 深海港を有するベトナム南部有数の輸出拠点であるバリア・ブントウ省と本省に進出する日系企業への有益な投資情報の提供サポートを行うべく、業務協力覚書を締結
産業育成を目的として設立された国営ファンドState Capital Investment Corporationとベトナム企業とのアライアンスを模索する日系企業をはじめとしたお客様に対する投資情報の提供、サポートを行うべく「日系銀行としてはじめて」業務協力協定を締結
- 2015年 ハノイ市の投資促進機関であるハノイ投資貿易観光促進センターとハノイ市への投資を検討している日系企業へのサポート体制の充実をはかるべく業務協力協定を締結投資
- 2018年 ベトナム北部ヴァインフック省と業務協力覚書を締結

出所:現地拠点情報をもとにみずほ銀行国際戦略情報部作成

【V-2】ベトナムバンクとの提携（ベトナムバンクとみずほのパートナーシップ概要）

資本提携の概要

- ・ 取得銘柄: VCB(ベトナム国営商業銀行・上場)普通株式
- ・ 出資比率: 15%(希薄化後)
- ・ → ベトナム中銀の出資比率は90.7%から74.8%に
- ・ 取得方法: 第三者割当増資
- ・ 出資金額: 当初約450億円、2019年1月増資時追加で約40億円

みずほ・ベトナムバンク間で以下2つの契約を締結

株式引受契約

- ・ みずほから取締役1名(同時に副頭取として経営会議にも参加)を選出
- ・ 当初5年間の株売却を禁止(現在は消滅)
- ・ みずほ・VCBでの取引先獲得の競合を回避
- ・ みずほの経営管理規定を遵守

技術支援契約

- ・ ベトナムの法律により、海外戦略投資家(ベトナムの銀行に持分10%超(上限20%)の出資が可能)となるためには、技術支援の提供が条件
- ・ コーポレートガバナンス、コーポレートバンキング、リテールバンキング等、14項目の技術支援を約束

MIZUHO

Channel to Discovery

2011年9月30日

株式会社みずほフィナンシャルグループ

株式会社みずほコーポレート銀行

株式会社みずほ銀行

みずほ証券株式会社

ベトナムバンクとの資本・業務提携について

株式会社みずほフィナンシャルグループ(社長:佐藤康博)傘下の株式会社みずほコーポレート銀行(頭取:佐藤康博)は、ベトナム社会主義共和国の最大級の国営商業銀行である「ベトナムバンク(ジョイント・ストック・コマーシャル・バンク・フォー・フォーリン・トレード・オブ・ベトナム)」と、資本・業務提携を行うことにつき、本日合意致しました。

日本とベトナムは、貿易、直接投資及びODAなどを通じ永年にわたり緊密な関係を有しており、両国の関係の重要性は年々高まっております。また近年、メコン経済圏は、成長著しいアジアにおいて中国、インド等とともに高い経済発展が見込まれる有望地域として注目が集まっております。中でもベトナムは、インフラ整備に伴う大型プロジェクト進捗や、国内経済の発展に伴う市場の拡大により、日系企業をはじめとして新たなビジネスチャンス拡大が期待されております。

本提携は、<みずほ>の「変革」プログラムにおける「アジア」地域強化策の一環として、みずほグループとベトナムバンクグループとのパートナーシップ強化を通じ、高成長新興国であるベトナムにおけるコーポレートファイナンス、投資銀行業務、個人金融業務での協働等、同国における日系・非日系のお客さまへの更なるサービス向上を目指すものです。

株式会社みずほコーポレート銀行はハノイ及びホーチミンに支店を開設しておりますが、今次提携によりベトナムバンクが持つベトナム国内拠点網や各種情報を活用したサービス提供が可能になることで、ベトナムにおけるお客さまの事業展開をサポートする体制を一層強化して参ります。

【V-3】 Vietcombankの概要

沿革

1963年	ベトナム国家銀行の外貨換金管理業務が分離して設立
1990年	商業銀行業務全般の取り扱い開始
2007-8年	IPOによる株式会社化
2009年	ホーチミン証券取引所に上場
2011年	みずほ銀行と戦略的パートナーシップ締結
現在	ベトナムで最も評価の高い銀行に

ベトナムの銀行における位置づけ

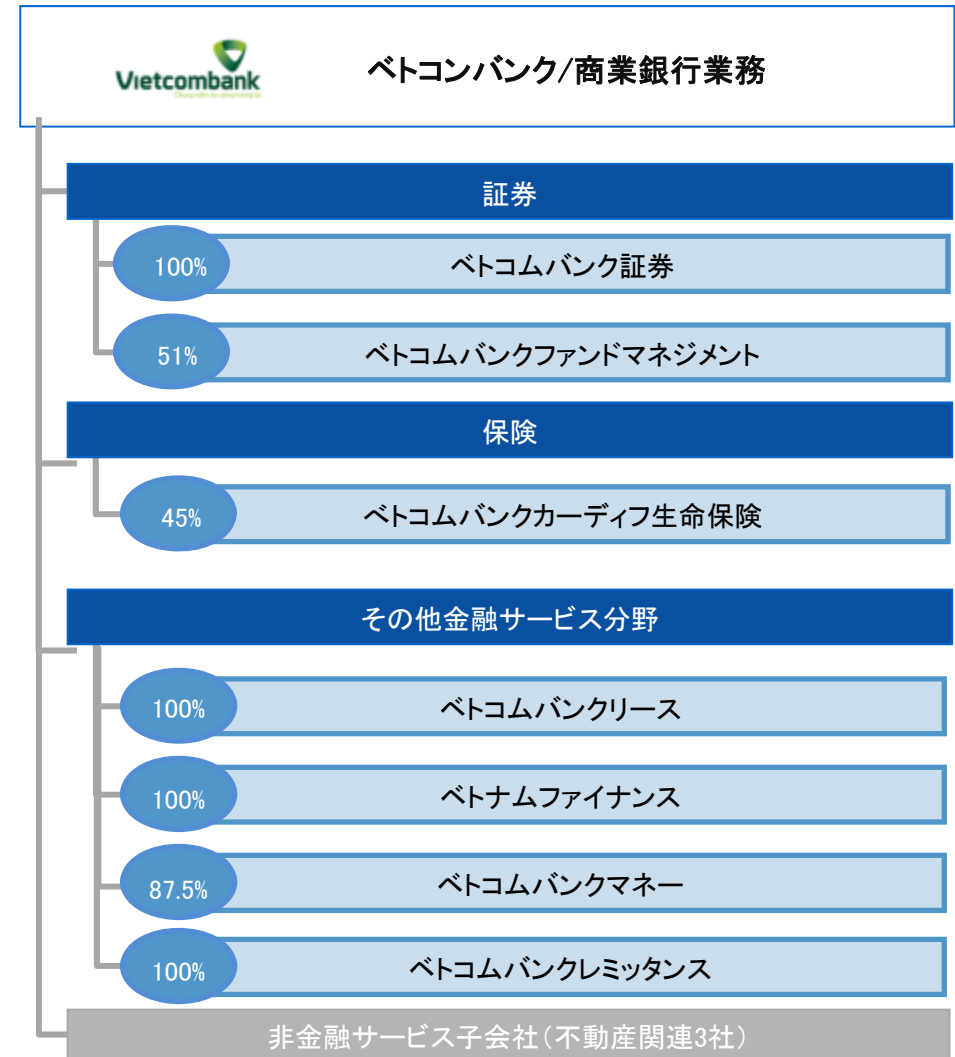
- クレジットカードNo.1
- SMS & iB@banking No.1
- 時価総額 No.1
- 株主資本額 No.2
- ATM&POS拠点 No.1
- 拠点数 No.4
- 資産規模 No.3
- 海外送金額 No.3
- 外国為替 No.1
- 貿易ファイナンス&国際決済No.1

決算概要(2018年度)

時価総額(2019/4/10)	11,015USD/Mil
総資産	46,249USD/Mil
総顧客ローン	27,269USD/Mil
顧客預金(除く、金融機関)	34,579USD/Mil
純資産(除く、少数株主)	2,754USD/Mil
税引前当期利益	802USD/Mil
自己資本比率	10.54%
不良債権比率 ⁽¹⁾	0.98%

注: 担保を勘案しないノーショナルベース

ベトコムバンクグループ関連図



©2019 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。